

令和7年度第2回

朝霞市地域福祉計画推進委員会・朝霞市地域福祉活動計画推進委員会

次 第

日 時：令和7年8月22日（金）

午後2時30分から

場 所：朝霞市総合福祉センター

第1・第2会議室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 題

（1）基本理念について

（2）第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期地域福祉活動計画 素案について

（3）成年後見制度利用促進計画について

（4）その他

4 閉会

2025.8.14

第5期朝霞市地域福祉計画及び
第5期朝霞市地域福祉活動計画
素案

令和7(2025)8月時点

朝霞市・社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会

目次(案)

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 地域福祉とは	1
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の期間	2
第5節 社会情勢の変化	3
第6節 前期計画の振り返り	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状	8
第1節 統計データから見る市の現状	8
第2節 アンケート調査に見る市の現状	16
第3節 地域懇談会に見る市の現状	36
第4節 グループヒアリングから見る市の現状	44
第5節 課題のまとめ	46
第3章 計画の基本的な考え方	47
第1節 基本理念	47
第2節 基本目標	48
第3節 施策の体系	49
第4節 圏域の考え方	50

第4章 施策の展開.....	51
基本目標Ⅰ 地域共生社会の構築.....	51
方向性(Ⅰ) 地域共生社会に向けた支援体制の構築（重層的支援体制整備事業実施計画）	51
方向性(Ⅱ) 地域福祉活動等への支援.....	54
方向性(Ⅲ) 地域福祉人材の発掘及び育成支援.....	56
基本目標Ⅱ 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現.....	58
方向性(Ⅰ) 相互理解の推進.....	58
方向性(Ⅱ) 権利擁護と尊厳の確保（成年後見制度利用促進計画）.....	60
方向性(Ⅲ) 社会参加とつながりづくりの支援.....	62
基本目標Ⅲ 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実.....	64
方向性(Ⅰ) 相談支援体制の充実.....	64
方向性(Ⅱ) 生活困窮者等への支援充実.....	66
方向性(Ⅲ) 自立に向けた就労の支援.....	68
基本目標Ⅳ 誰もが安心して生活できる支援の充実.....	69
方向性(Ⅰ) 地域での見守り体制の充実.....	69
方向性(Ⅱ) 暮らしやすい住まいへの支援.....	71
方向性(Ⅲ) 再犯防止の推進（再犯防止推進計画）.....	72
第5章 計画の推進体制.....	74
Ⅰ 計画の推進に向けて.....	74

2 計画の進行管理	74
資料編	75
1 朝霞市地域福祉計画推進委員会条例	75
2 朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱	75
3 朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿	75
4 計画の策定経過	75
5 計画の策定体制	75
6 パブリックコメントの結果と対応	75
7 用語説明	75

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

少子高齢化の進行や核家族化の進展、コロナ禍等を背景に、障害者や子育て世代、生活保護などの生活困窮世帯などの潜在的に支援を要する方々の増加、さらに、高齢者のみ世帯の増加、80代の親が50代の子の生活を支える「8050問題」や、育児と介護の時期が重なる「ダブルケア」、子どもが介護や子育ての役割を日常的に担う「ヤングケアラー」など、地域の抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では対応が難しいケースが見られるようになりました。

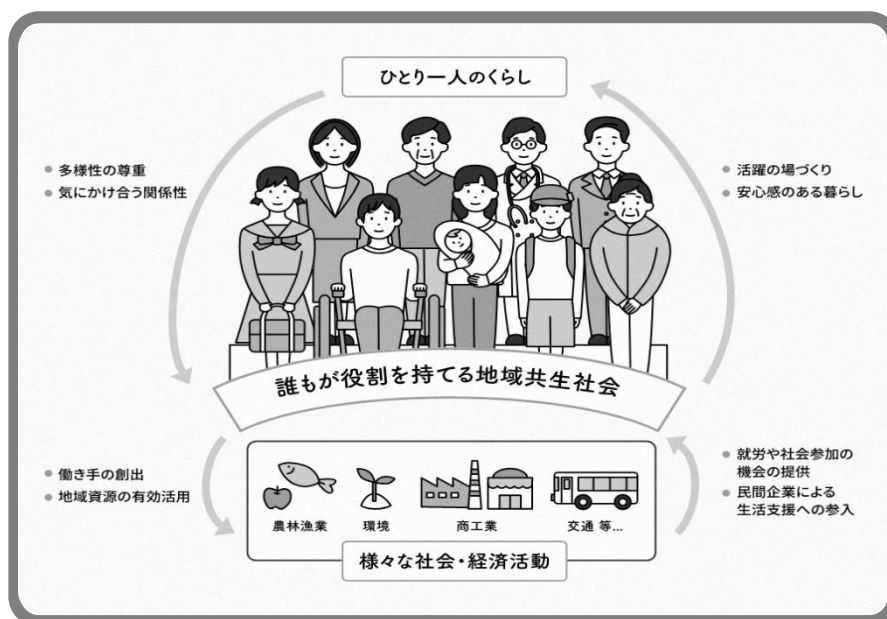
一方で、地域のつながりの希薄化が進む今日、地域福祉に求められる役割が大きくなっています。多様化する支援ニーズに対応し、誰もが安心して地域で暮らしていくためには、行政だけでなく地域住民とも協働し、全市総ぐるみの地域福祉の推進が特に重要となっています。

第2節 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと暮らしていくための地域づくりを行うことです。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、生活課題や地域課題の多様化・複雑化が問題となっています。こうした中、支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが地域で役割をもちながら活躍できる社会である「地域共生社会」を実現することが求められています。

市民、ボランティア、NPO、事業者、行政、社会福祉協議会等が互いに協力し、助け合うことで、全ての人が暮らしやすい「地域共生社会」を実現しようというのが地域福祉の考え方です。



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

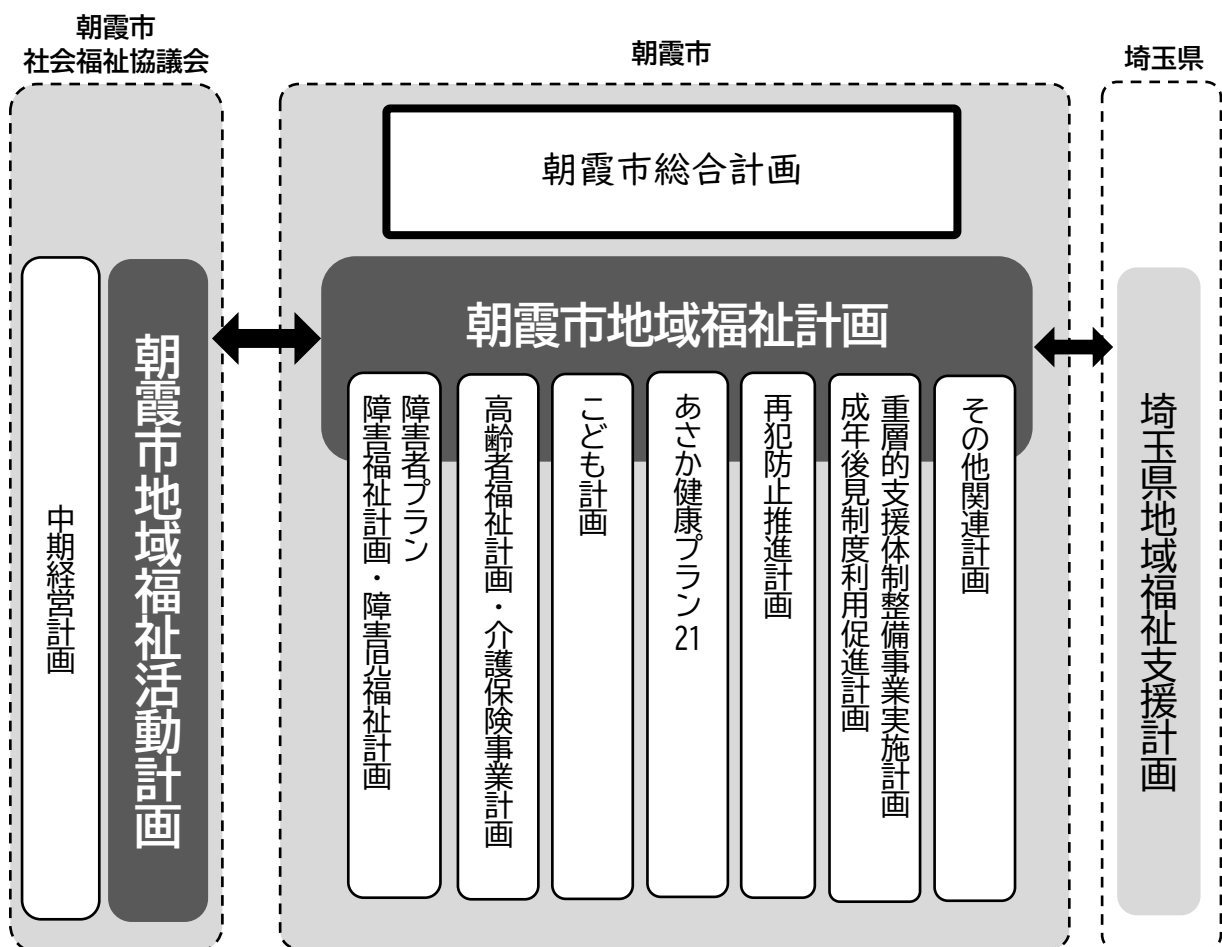
第3節 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進するための「理念」と「仕組み」をつくる計画で、市が策定します。

地域福祉活動計画は、地域住民や民間団体が主体となった具体的な活動内容を記載する計画で、市社会福祉協議会（社協）が策定します。

市と社協では、それぞれの特徴を活かしながら地域福祉のさらなる推進を図るため、両者を一体的に策定するものです。

■第5期計画の位置づけ



第4節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの5年間です。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

第5節 社会情勢の変化

近年、地域福祉を取り巻く社会情勢は、大きく変化しています。少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化、さらには経済格差の拡大など、地域で暮らす人々の課題はより複雑化・多様化しています。これに対応するため、国や自治体では、制度の見直しや新たな支援の仕組みづくりが進められてきました。

■近年の地域福祉を取り巻く制度改正等

令和元年	「『地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会』最終とりまとめ」の公表 ⇒包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行うとともに、より広い視点に立って、今後社会保障において強化すべき機能や、多様な社会参加と多様な主体による協働を推進していく上で必要な方策について公表
令和2年	「改正児童虐待防止法」「改正児童福祉法」施行 ⇒改正法では、「体罰の禁止」の明記や、児童相談所（児相）の機能強化、児相と配偶者暴力支援センターの連携強化などを規定
令和3年	「改正社会福祉法」施行 ⇒令和3年4月の社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業が創設された。この事業は、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することで、従来型の支援と新たなニーズとのギャップを埋めることを目指している
令和4年	「改正児童福祉法」成立 ⇒令和4年6月、「改正児童福祉法」が成立し、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化として市町村に「こども家庭センター」の設置や子育て家庭への支援の充実が努力義務化
	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 ⇒令和4年3月、第二期基本計画が閣議決定され、令和6年度末までに全市町村で基本計画を策定することとなる
	「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」とりまとめ公表 ⇒令和4年4月、論点整理が公表され、今後社会保障審議会の関連部会において制度改正に向けた具体的な検討が進められることとなる

令和５年	「第二次再犯防止推進計画」策定 ⇒令和５年３月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、第二次推進計画が閣議決定された。計画には、７つの重点課題について、９６の具体的施策が盛り込まれている
	「こども基本法」施行・「こども家庭庁」発足 ⇒令和５年４月、こども施策を社会全体で、総合的に推進していくための包括的な基本法として施行された。また、同年同月、こどもがまんなかの社会を実現するためにこどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとっていちばんの利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に取り組むことを目的とした「こども家庭庁」が発足
令和６年	「第７期埼玉県地域福祉支援計画」策定 【県】 ⇒令和６年３月、令和６～９年度を計画期間とする「第７期埼玉県地域福祉支援計画」を策定 第６期計画を継承しつつ、重層的支援体制整備事業構築への支援や地域の高齢者、子育て世代、生活困窮者や貧困世帯を含む、超高齢化・少子化等、埼玉県における顕著な傾向への対応や支援などが盛り込まれる
	「孤独・孤立対策推進法」公布 ⇒令和６年４月、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が施行

■SDGsの理念や目標を踏まえて

持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、経済・社会・環境をめぐるさまざまな課題解決に取り組むものです。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方とも共通するものです。

市や社協では、本計画に掲げる取組や事業を進めるにあたり、引き続きSDGsの理念や目標を意識し、その達成に貢献していきます。

第6節 前期計画の振り返り

令和2(2020)年度に策定した第4期の地域福祉計画及び地域福祉活動計画では、基本理念に、「支え合いの心をはぐくみ、誰もが地域でつながるまち」を掲げ、3つの基本目標に沿って、各施策・事業に取り組みました。

この間の社会情勢として、新型コロナの影響による地域での人との関わる機会が減少し、地域活動が停滞を余儀なくされました。孤立や不安が広がる一方で、地域の中で「支え合う」ことの大切さが改めて実感され、地域共生社会の必要性が再認識されました。

また、異常気象による災害リスクの高まりにより、高齢者や障害者など支援が必要な人への避難支援や見守り体制の強化などが、引き続き地域福祉の課題となっています。

誰もが支える側にも、支えられる側にもなる「共生」の視点を踏まえ、平時・有事を問わずつながりを育む仕組みや、協働しながら支え合える地域づくりを一層推進していくことが求められています。

基本目標Ⅰ 市民の暮らしを支える仕組みづくり

市民の暮らしを支える仕組みづくりでは、以下の6つの施策を進めてきました。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり | ④権利擁護の推進 |
| ②相談支援体制の充実 | ⑤生活困窮者等への支援の充実 |
| ③保健医療・社会福祉サービスの充実 | ⑥地域住民の交流の促進 |

〇市の取組

生活困窮者の自立促進を図るため、相談支援を軸に就労や家計改善など多様な支援を通じて生活の自立と生活再建を支援したほか、地域包括支援センターの6圏域への再編や、困難な問題を抱える女性の支援に対する体制強化など、相談支援体制の充実に努めました。

また、新たに成年後見相談やパートナーシップ・ファミリーシップ制度、こども人権相談などを開始し、権利擁護の一步を踏み出した一方で、さらなる理解促進と支援体制の充実に努める必要があります。

今後も地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりなど包括的な支援体制となる重層的支援体制整備事業など、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを検討していく必要があります。

〇社協の取組

高齢者、障害者、児童など各分野において関係機関と会議や情報交換を活発に行い、『顔の見える関係づくり』を築くことで、様々なニーズに応えるための相談支援体制を整えました。また、地域住民と共に地域の多様な生活課題を見つけ解決していくための仕組みづくりとして、コミュニティソーシャルワーカーを配置しました。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくための新たな取組として、法人後見事業を開始した他、福祉サービス利用援助事業、成年後見制度に関する情報提供や相談支援を継続的に行い、権利擁護の周知、啓発を推進しました。

今後、潜在的な課題を見つけるためアウトリーチ支援の充実を図り、支援を必要としている地域住民のニーズの解決につながるよう、関係機関との連携をさらに深め、支援体制の整備を推進していきます。

基本目標 2 思いやりと支え合いの心づくり

思いやりと支え合いの心づくりでは、以下の5つの施策を進めてきました。

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| ①地域福祉に関する理解と参加の促進 | ④情報共有・発信の充実 |
| ②支え合い・助け合いの気持ちの醸成 | ⑤地域福祉を支える団体の活性化・人材の育成 |
| ③地域での見守りの充実 | |

〇市の取組

SNS等を活用した非対面でのつながりが広がり、情報の共有や支援の形も多様化する一方で、対面によるつながる安心感や信頼関係の大切さが、改めて見直されました。民生委員・児童委員の個別訪問の再開等による地域での見守りや支え合いの醸成のほか、ふれあいスポーツ大会の再開やイベントボランティア制度の創設などにより地域参加の広がりが促進されました。

今後も多様なつながりを活かしつつも、地域の中で人と人が向き合い、支え合う対面のつながりを丁寧に育むなど、地域の中で得られる信頼関係を大切に、誰一人取り残さない地域福祉が充実する仕組みづくりを進めていくことが必要です。

〇社協の取組

コロナ禍で停滞していた福祉活動を再開し活性化していくため、ボランティア講座やボランティア体験プログラムを実施するとともに、福祉教育、出前講座を通じて幅広い世代に福祉に関する意識の醸成を図りました。

地域での見守りの推進においては、「住民参加型」在宅福祉サービス「あいはあと事業」をSNSやチラシの掲示などで広く周知し、地域住民同士の支え合いの仕組みづくりを推進しました。その他、福祉活動団体への助成金の交付や活動に関する相談支援、団体同士が交流できる場の提供など、地域づくりの活動が継続的に行えるよう支援しました。

身近な地域に関する様々な取組を誰もが「我が事」と捉え、自助、互助の意識を地域全体で醸成していけるよう、福祉の情報を気軽に手に入れられる手段や場所について検討し、地域福祉を考える機会の充実を進めていきます。

基本目標 3 安心して暮らしやすい地域づくり

安心して暮らしやすい地域づくりでは、以下の6つの施策を進めてきました。

- | | |
|------------|--------------------|
| ①施設等の整備・充実 | ④外出・移動の支援 |
| ②防災対策の充実 | ⑤住まいの確保等への支援 |
| ③防犯対策の充実 | ⑥再犯防止の推進（再犯防止推進計画） |

○市の取組

地域福祉の基盤整備として、地域密着型のサービス事業所や障害者施設など福祉施設の整備・改修を進めるとともに、福祉避難所の指定や災害時における避難行動要支援者台帳の整備などを進めました。また、青色防犯パトロールの運行などの地域の見守り活動の支援、外出困難な方への移動支援や福祉タクシー制度の充実のほか、住宅確保給付金などを通じた住宅確保要配慮者への支援を推進しました。

なお、新たに再犯防止推進計画を本計画に包含し、保護司や関係機関との連携による社会復帰支援を強化するなど、安全で包括的な地域づくりを進めました。

今後も、地域の安全と包摂の両立に努めながら、地域における安心の土台を築きあげていくなど、福祉と防災・安全の連携による持続可能な安心して暮らしやすい地域づくりを進めていく必要があります。

○社協の取組

社協が運営する施設において、利用者が安心・安全に利用できるよう設備点検を定期的を実施した他、火災・地震・水害等を想定した避難訓練の実施や、地域の防災訓練への参加、児童を対象とした防犯教室の実施など、防災・防犯に関する意識の醸成や環境整備を行いました。

また、被災地での災害ボランティアセンター運営協力のため職員派遣を行い、有事の際にその経験が活かせるよう、職員間で情報を共有しました。

生活困窮者等への支援では、住宅確保が困難な相談者の状況をしっかりと把握し、必要に応じて社会資源の情報提供や関係機関と連携を図りながら支援を行いました。

今後とも、誰もが安心して生活できる地域づくりが推進していけるよう、地域住民と共に防災に関する訓練や講座を実施し、災害への備えは平時からの住民同士のつながりが大切であること、日常の取組みが災害時に活かされることを周知し、防災等に関する意識醸成を推進していきます。

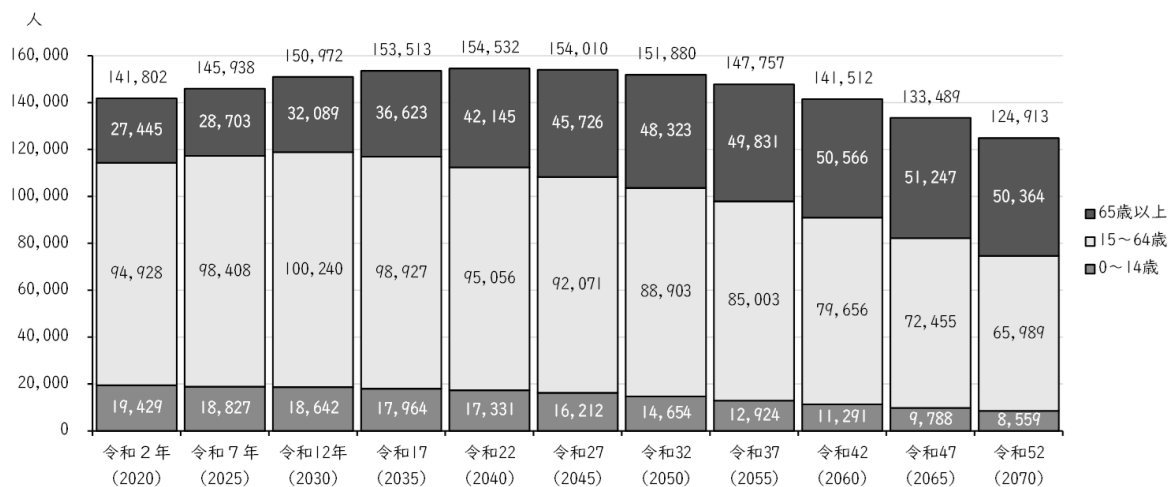
第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 統計データから見る市の現状

Ⅰ 人口・世帯

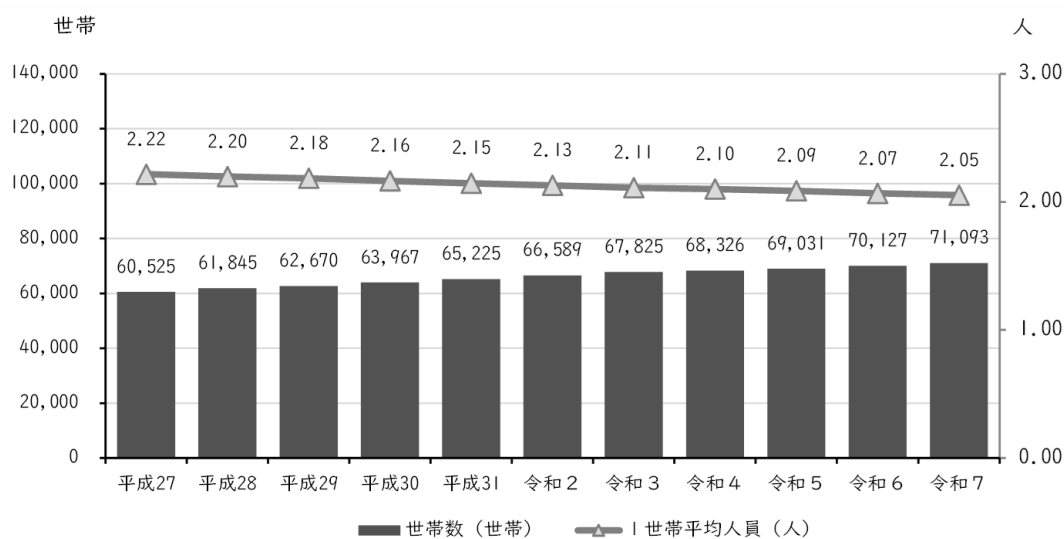
①市の将来人口の推移・推計

市の総人口及び、令和22(2040)年をピークに減少に転じ、令和52(2070)年には約12万4,900人となるものと見込まれます。



資料:本市の将来人口推計「第6次朝霞市総合計画(素案)」(各年1月1日現在)

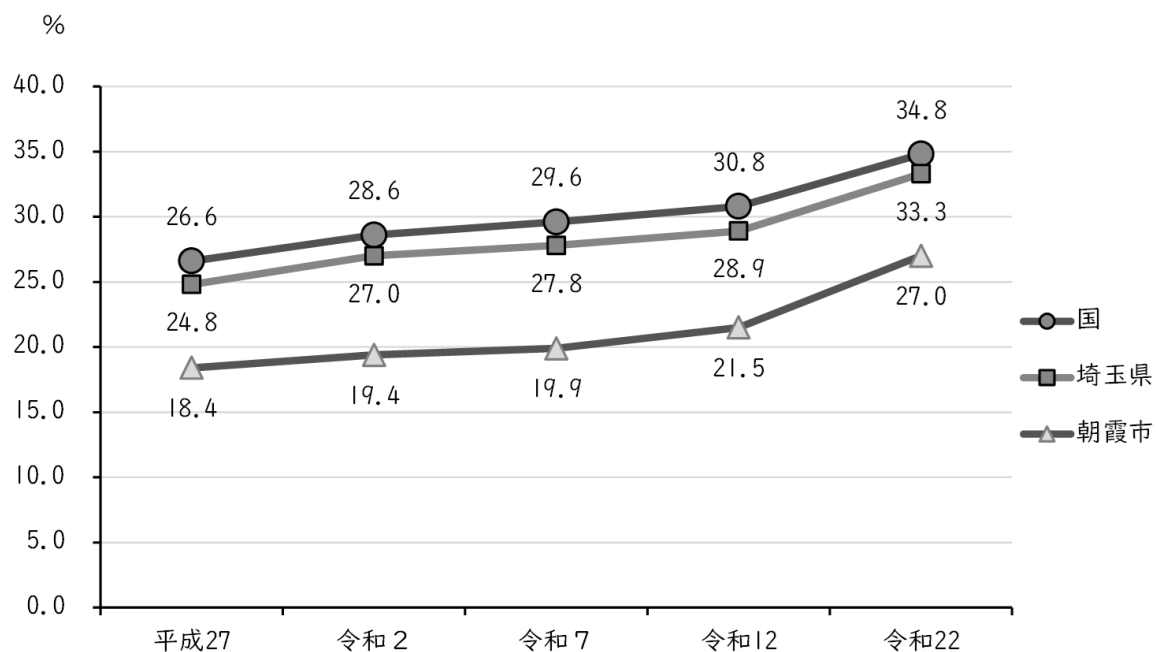
平成27(2015)年から令和7(2025)年にかけて、世帯数は増加する一方、一世帯当たりの人員は減少傾向にあります。



資料:市政情報課(各年1月1日現在)

③高齢化率

総人口に占める65歳以上の割合は、平成27（2015）年以降、国、埼玉県、市ともに増加傾向が続いています。令和2（2020）年では、全国が 28.6%、埼玉県が 27.0%である一方で、市では 19.4%と全国、埼玉県と比較すると低い水準で推移しています。また、令和22（2040）年に向けて、全国的に高齢化は一層進んでいくことが見込まれています。



資料：国・県：令和2年までは「国勢調査」、令和7年以降は「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」

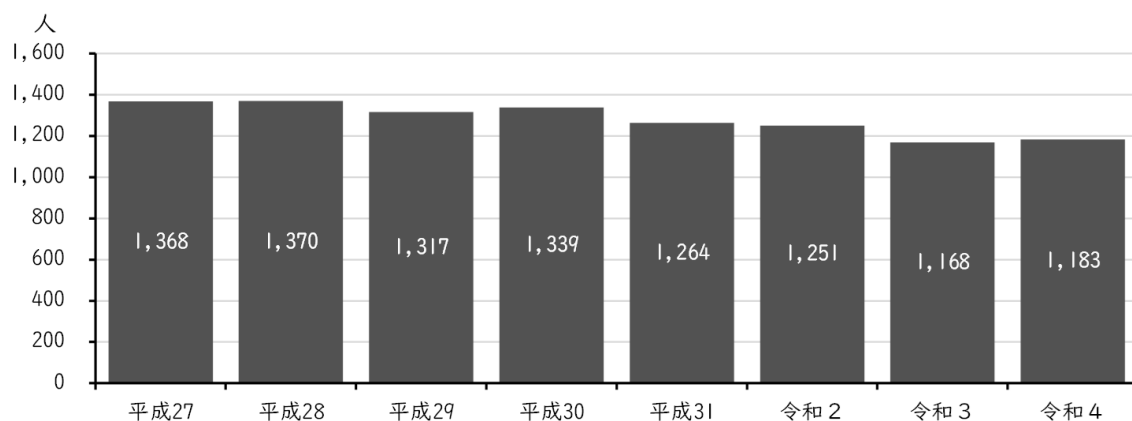
朝霞市：令和2年までは住民基本台帳、令和7年以降は「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」における推計値

2 地域の状況

(1) 子ども・子育て

①出生数

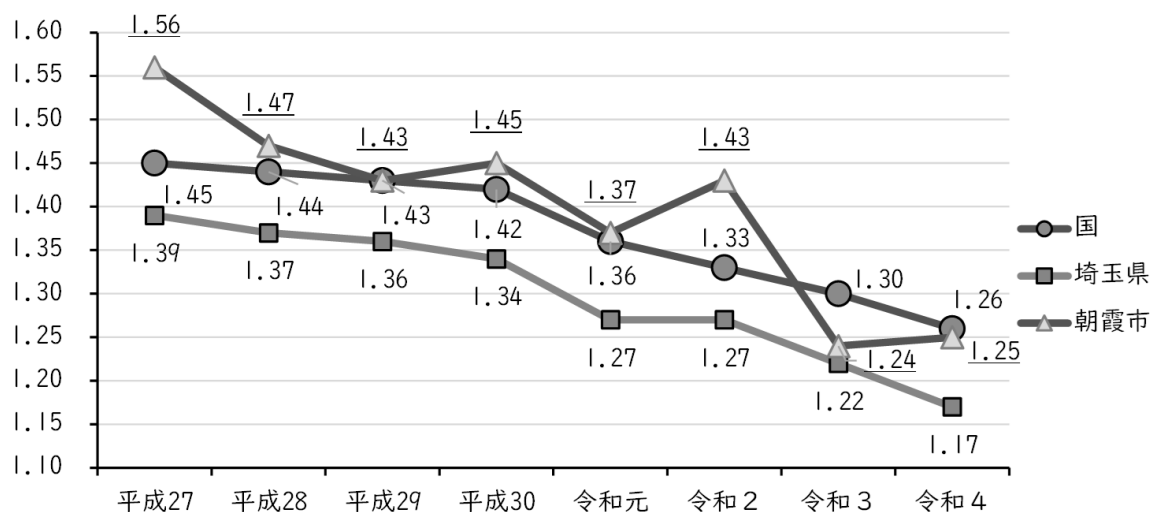
出生数は、平成27(2015)年から令和4(2022)年の間で、増減はあるものの、減少傾向となっています。



資料:埼玉県保健統計

②合計特殊出生率

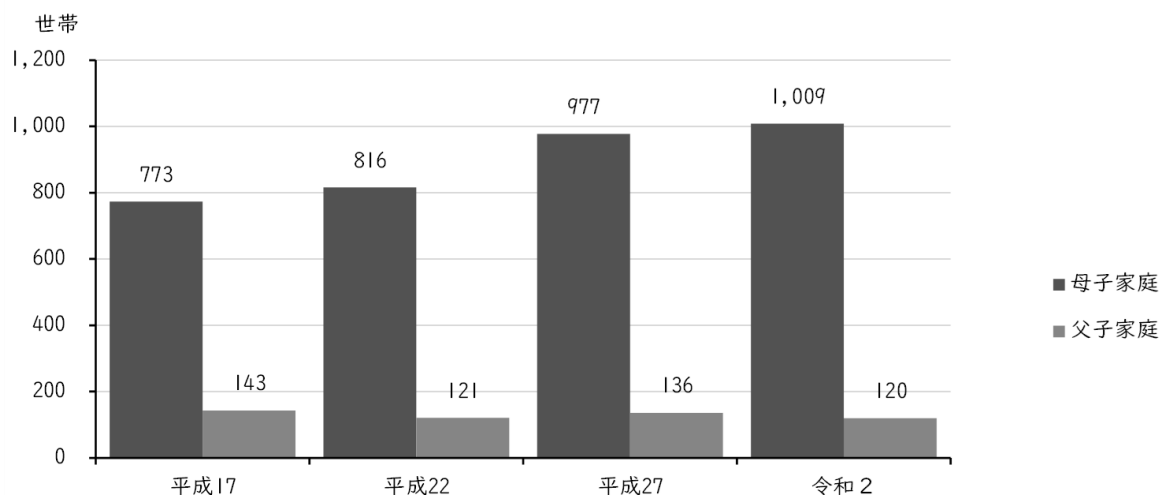
合計出生率は、平成27(2015)年から令和4(2022)年の間で、増減はあるものの、減少傾向となっています。



資料:埼玉県保健医療政策課「埼玉県の人口動態概況」(人口千人対)

③ひとり親家庭数

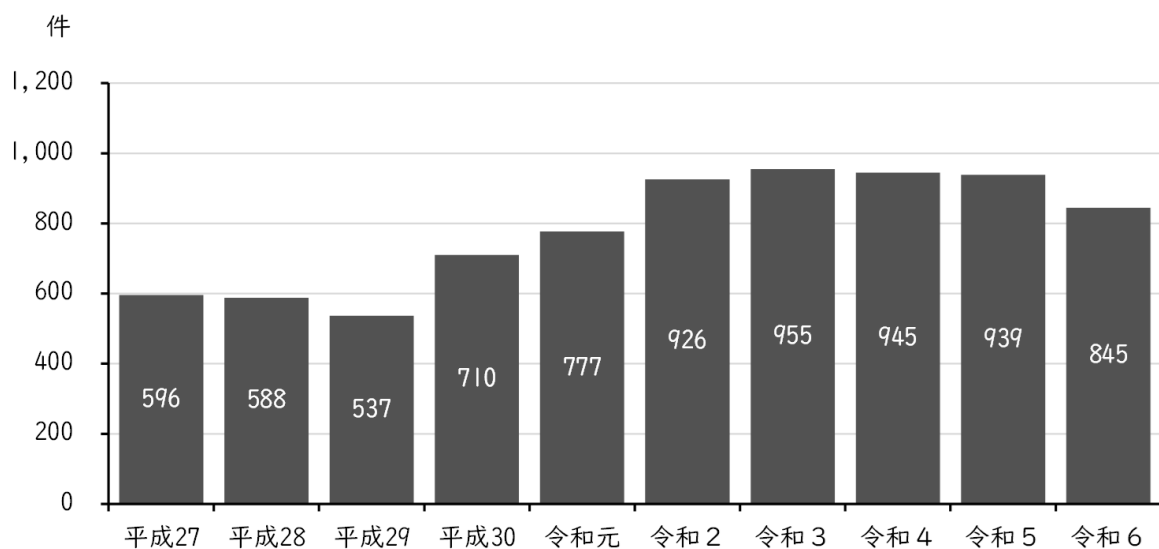
0～17 歳の子どものいるひとり親家庭については、平成17(2005)年以降、母子家庭の増加傾向が続いています。



資料：国勢調査(0歳～17歳の児童がいる家庭)

④児童相談の件数(※こども未来課が児童相談に対応した件数)

こども未来課が対応した児童相談件数は、平成29(2017)年から令和3(2021)年にかけて増加傾向にありましたが、令和4(2022)年以降、減少傾向となっています。

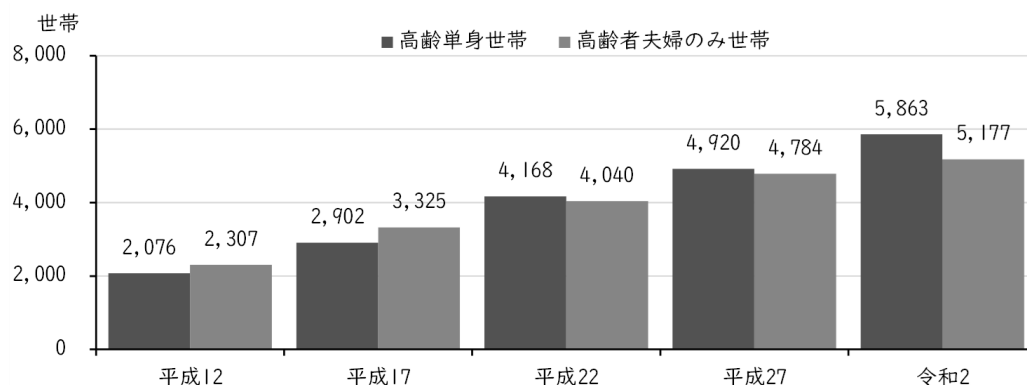


資料：健康づくり課(実児童数)

(2) 高齢者

① 高齢者(単身者・夫婦のみ)のみ世帯数

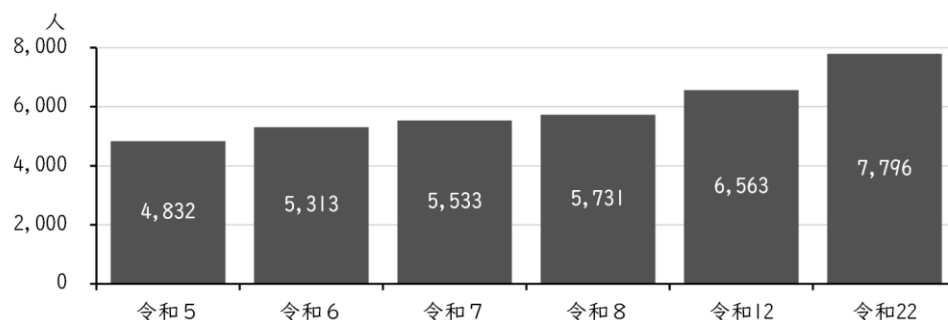
平成12年から令和2年にかけて、高齢者単身世帯数、高齢者夫婦のみ世帯数ともに増加傾向が続いており、令和2(2020)年には高齢者単身世帯が5,863世帯、高齢者夫婦のみ世帯が5,177世帯となっています。



資料：市政情報課(各年7月1日現在)

② 要介護認定者数

65歳以上の要介護認定者数は、令和5(2023)年現在 4,832人で、今後も増加傾向が見込まれています。

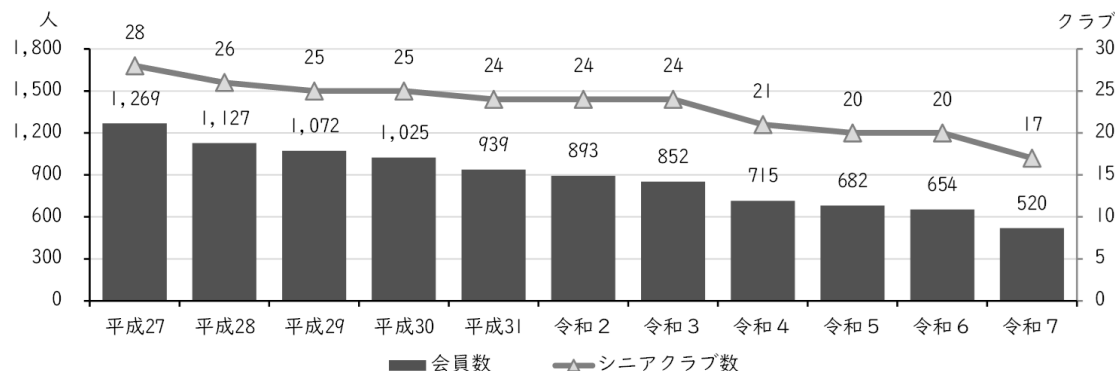


令和6年以降推計値

資料：長寿はつらつ課(各年4月1日現在)【第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】

③ シニアクラブ数及び会員数

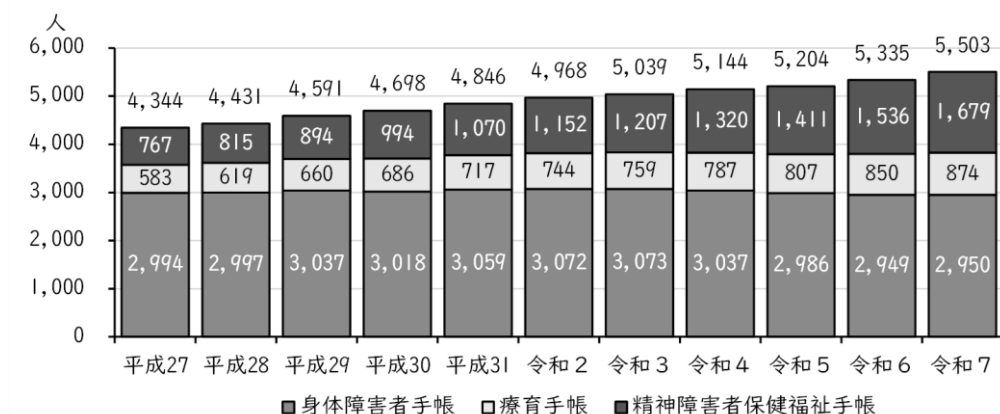
シニアクラブとは、会員が概ね60歳以上の地域を基盤とした自主的な組織です。シニアクラブの団体数及び会員数は、減少傾向が続いています。



資料：長寿はつらつ課(各年4月1日現在)

(3) 障害のある人

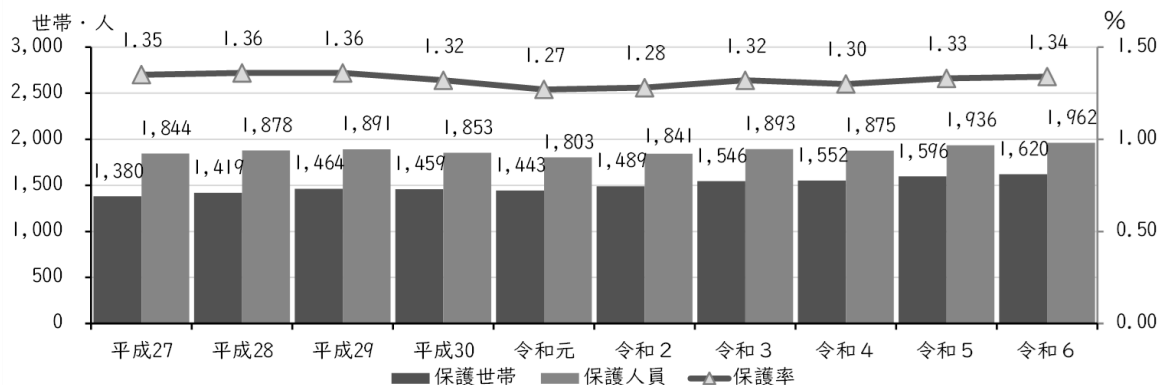
平成27(2015)年から令和7(2025)年にかけて、障害者手帳所持者数は増加傾向が続いています。手帳の種別ごとの割合では、身体障害者手帳保持者の割合が最も高くなっていますが、令和3年以降減少傾向にあります。一方で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数はともに増加傾向となっています。



資料：障害福祉課（各年4月1日現在）

(4) 生活保護

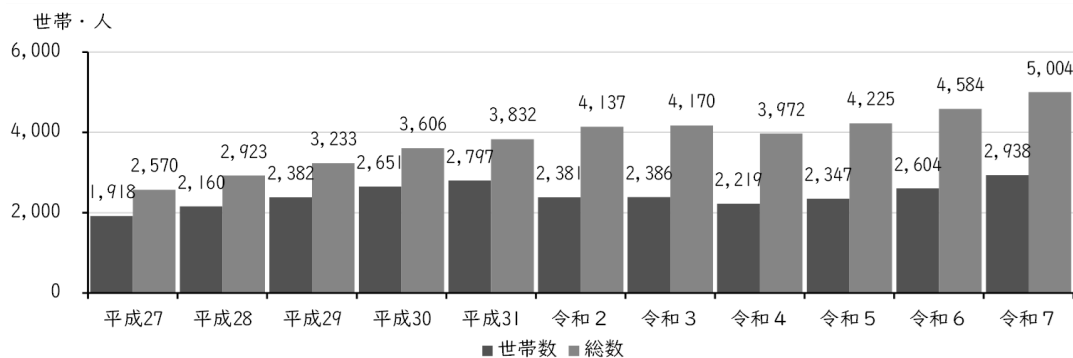
生活保護世帯数及び保護人員は、平成27(2015)年から令和6(2024)年にかけて、増減はありますが増加傾向となっています。



資料：生活援護課（各年度末現在）

(5) 外国人の状況

平成27(2015)年から令和7(2025)年にかけて、外国人の人数、世帯とも増減はありますが、増加傾向となっています。

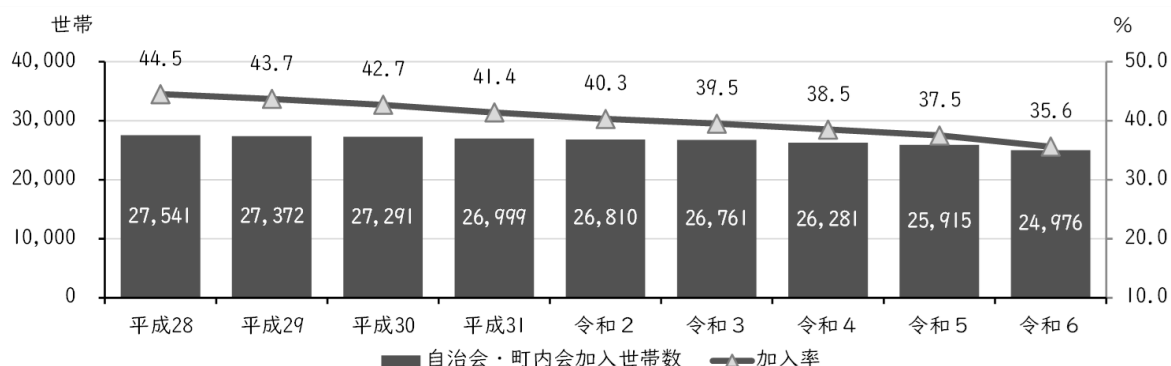


資料：総合窓口課（世帯数は日本人との混合世帯を含む）（各年1月1日現在）

(6) 地域活動

①自治会・町内会加入世帯・加入率

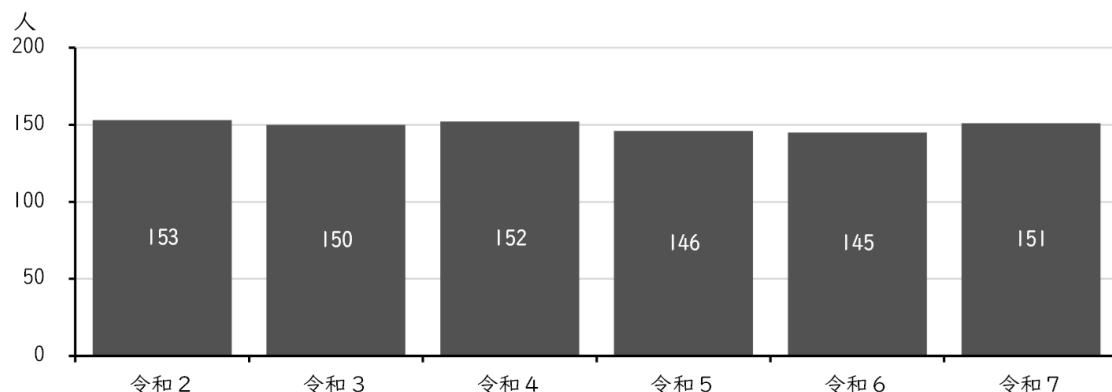
平成28(2016)年から令和6(2024)年にかけて、自治会・町内会への加入世帯数及び加入率は減少傾向が続いています。



資料:地域づくり支援課(各年1月1日現在)

②民生委員児童委員数の推移

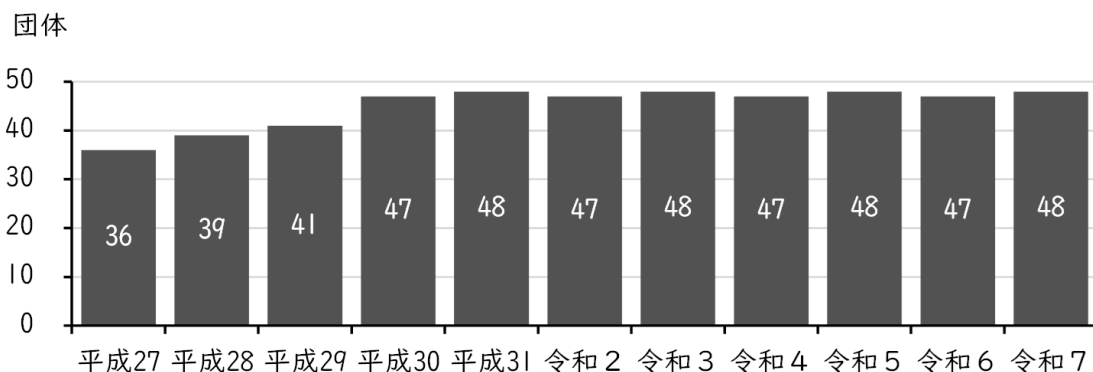
民生委員児童委員数は、定数164人のなか、令和2(2020)年以降、150人前後で推移しています。



資料:地域づくり支援課(各年4月1日現在)

③特定非営利活動法人(NPO法人)数の状況

特定非営利活動法人(NPO法人)数は、平成31(2019)年に48法人となって以降、ほぼ横ばいとなっています。

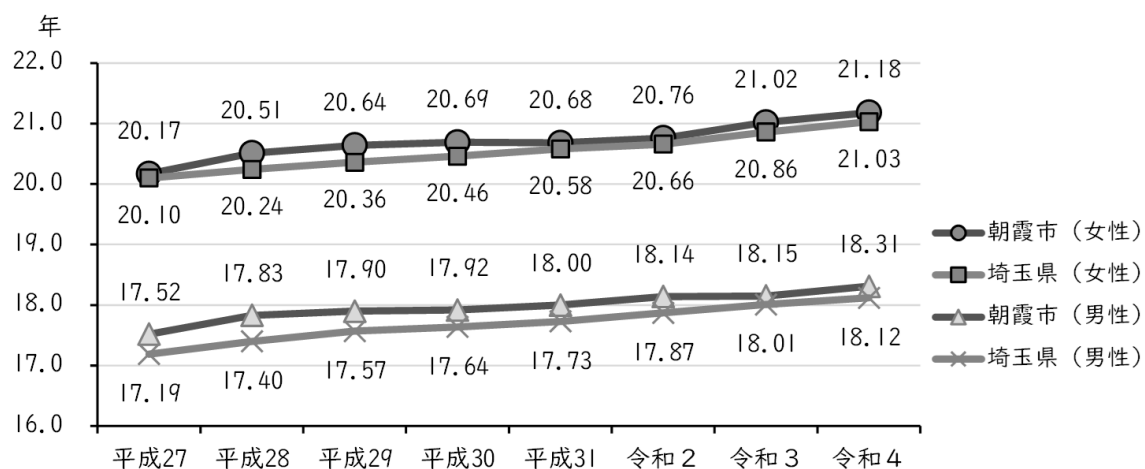


資料:地域づくり支援課(各年1月1日現在)

(7) 健康

健康寿命

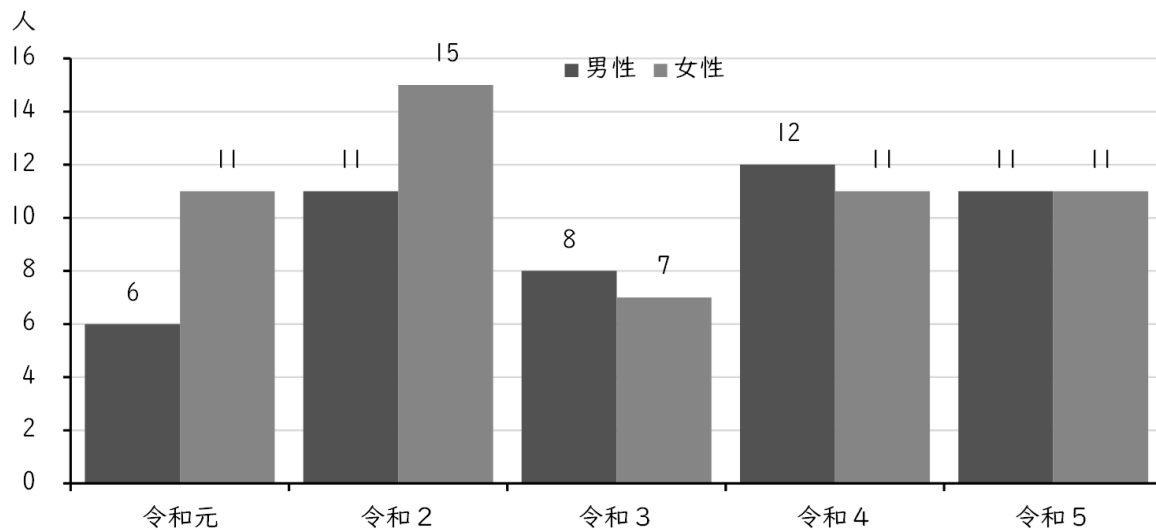
市の健康寿命は、男性、女性ともに上昇傾向にあり、県の数値を上回って推移しています。



資料:埼玉県の健康指標総合ソフト

自殺者数

本市の自殺者数は、令和元年から令和5年にかけて、増減を繰り返しており、男女比はおおよそ同率となっています。



資料:厚生労働省 自殺の統計:地域における自殺の基礎資料

第2節 アンケート調査に見る市の現状

Ⅰ 調査の概要

本計画では、下記のとおりアンケート調査を行い、市民の意見等を伺いました。

■実施概要

種別	対象	調査方法	調査期間
市民調査	市内在住の18歳以上の方 (無作為抽出)	郵送配布・郵送 回収及びWEB による本人回答 方式	令和6年 11月8日(金) (児童生徒調査は 11月15日(金)) ~ 11月29日(金)
児童生徒調査	市内の小学5年生、中学2年生、 高校2年生相当にあたる方		
専門職調査	市内で福祉・医療・介護または 教育・保育機関で業務を行う方(代表者)		
団体調査	市内に組織されている 福祉関係団体の方(代表者)	郵送配布・郵送 回収による本人 回答方式	

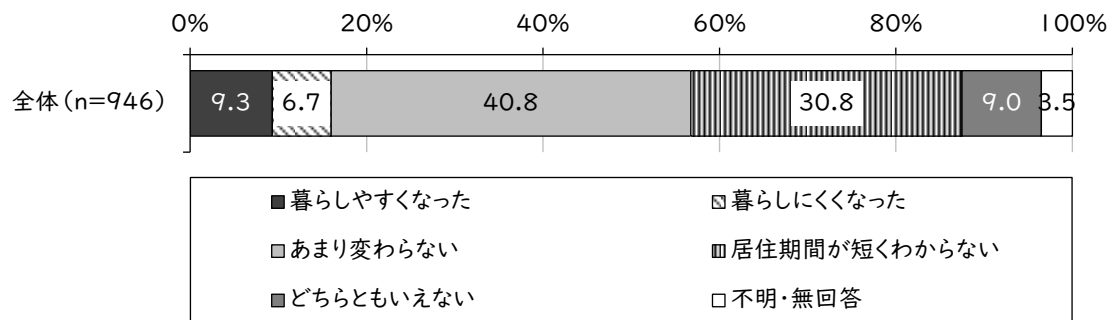
■回収結果

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
市民調査	3,000 件	946 件	31.5%
児童生徒調査	1,000 件	341 件	34.1%
専門職調査	450 件	158 件	35.1%
団体調査	83 件	52 件	62.7%

2 市民調査結果より

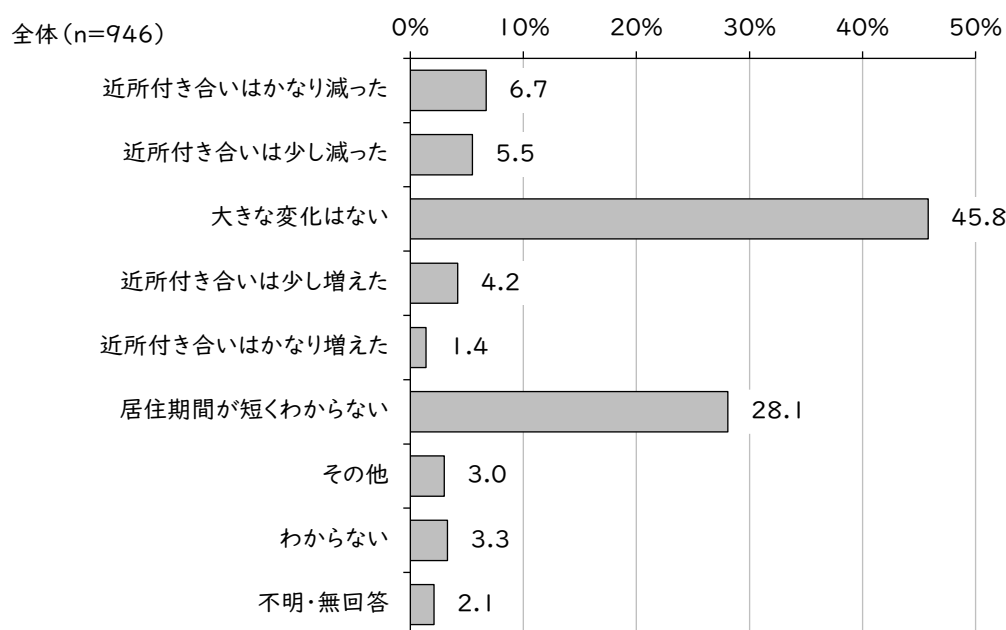
■5年前と比べた、暮らしやすさの変化

「あまり変わらない」が40.8%と最も高く、次いで「居住期間が短くわからない」が30.8%、「暮らしやすくなった」が9.3%となっています。



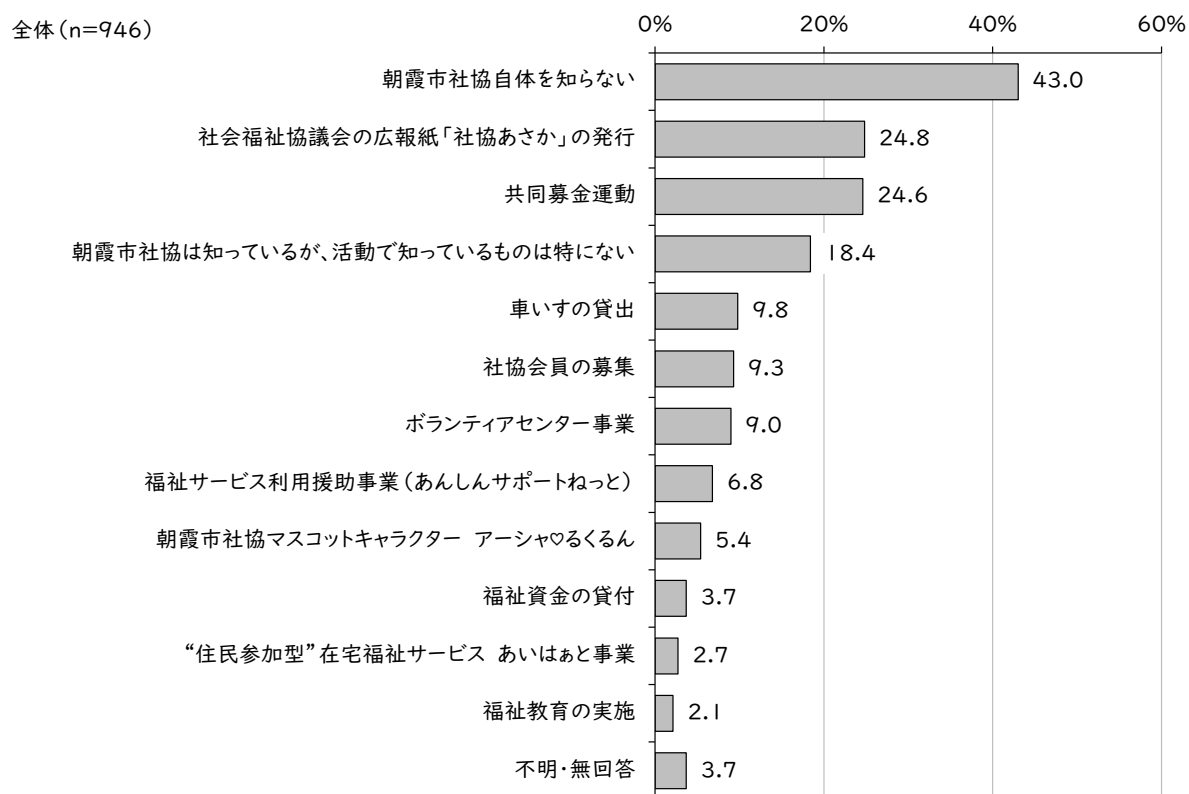
■5年前と比べた、普段の近所付き合いの変化

「大きな変化はない」が 45.8%と最も高く、次いで「居住期間が短くわからない」が 28.1%、「近所付き合いはかなり減った」が 6.7%となっています。



■朝霞市社会福祉協議会（朝霞市社協）活動の認知度

「朝霞市社協自体を知らない」が 43.0%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の広報紙『社協あさか』の発行」が 24.8%、「共同募金運動」が 24.6%となっています。

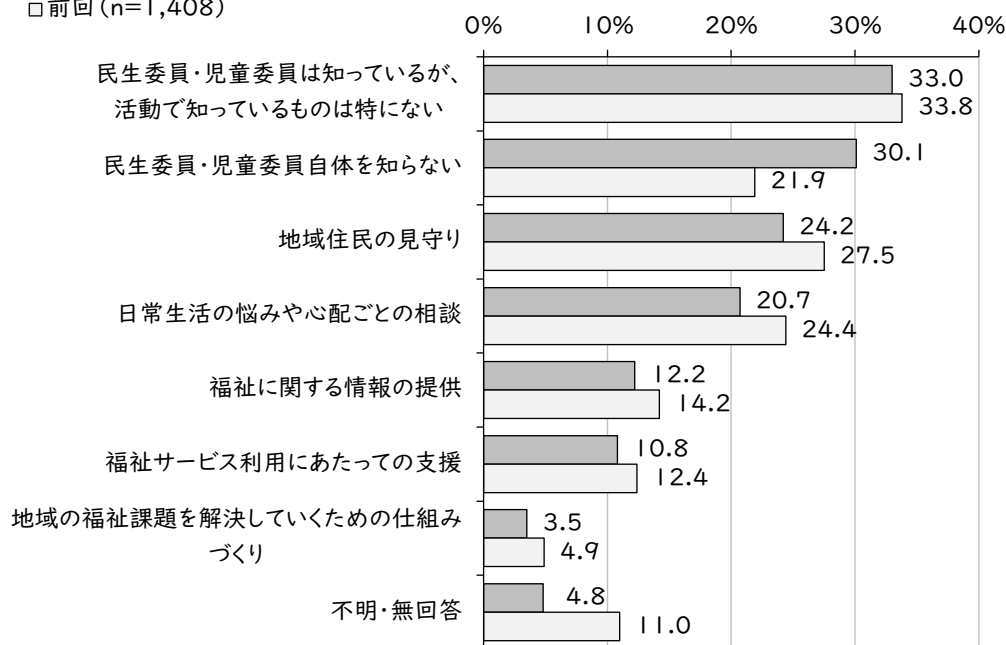


■ 民生委員・児童委員の活動の認知度

「民生委員・児童委員は知っているが、活動で知っているものは特にない」が 33.0%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員自体を知らない」が 30.1%、「地域住民の見守り」が 24.2%となっています。前回調査*との比較では、「民生委員・児童委員自体を知らない」の割合が増加しています。

■ 今回 (n=946)

□ 前回 (n=1,408)

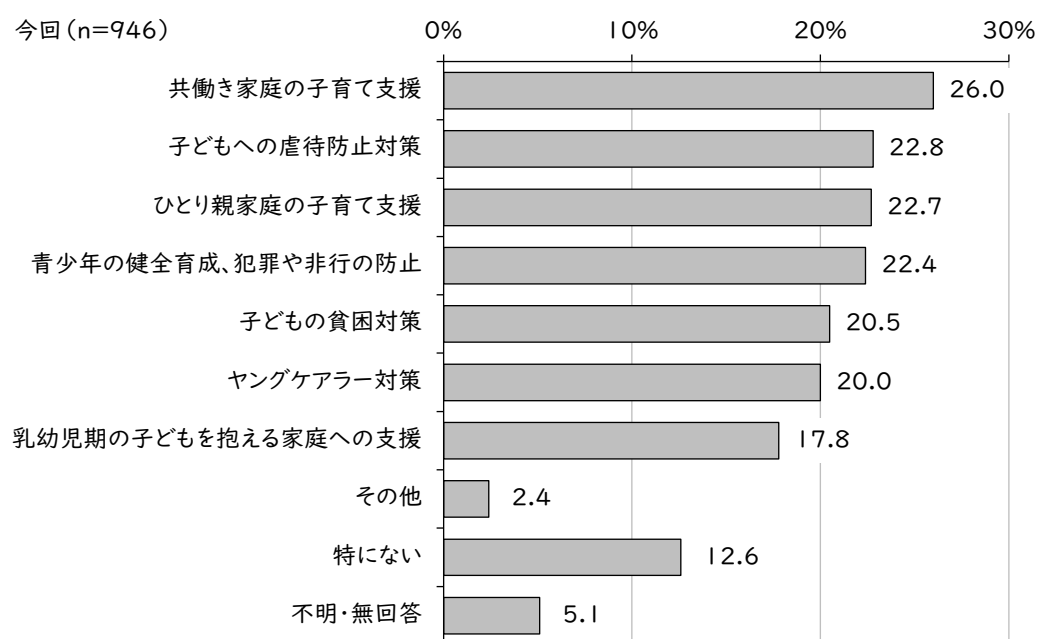


* 前回調査：第4期計画策定のため、令和元年度に実施された調査のこと。（以下同様。）

■ 今後優先的に取り組むべきと感じるもの【子ども・若者支援】

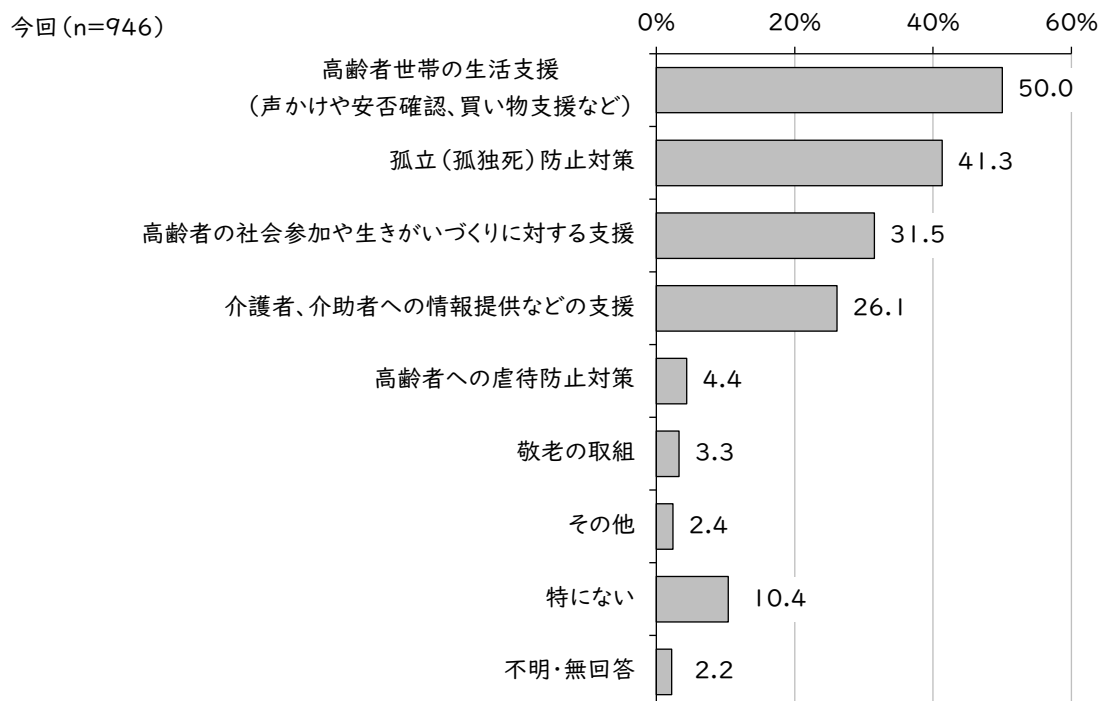
「共働き家庭の子育て支援」が 26.0%と最も高く、次いで「子どもへの虐待防止対策」が 22.8%、「ひとり親家庭の子育て支援」が 22.7%となっています。

今回 (n=946)



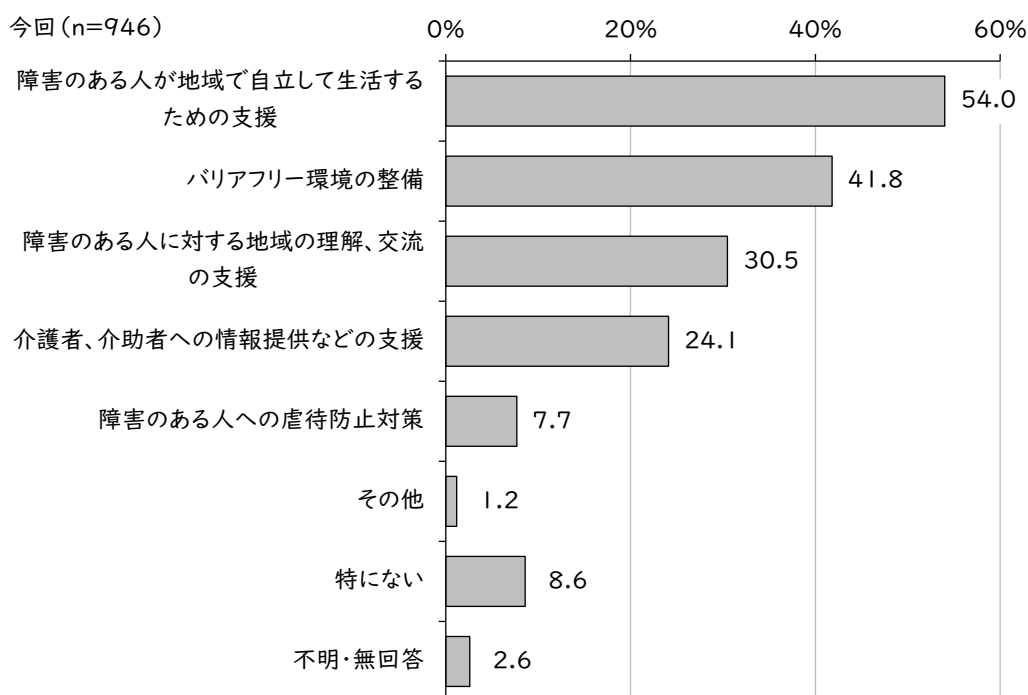
■今後優先的に取り組むべきと感じるもの【高齢者支援】

「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が 50.0%と最も高く、次いで「孤立（孤独死）防止対策」が 41.3%、「高齢者の社会参加や生きがいのづくりに対する支援」が 31.5%となっています。



■今後優先的に取り組むべきと感じるもの【障害者支援】

「障害のある人が地域で自立して生活するための支援」が 54.0%と最も高く、次いで「バリアフリー環境の整備」が 41.8%、「障害のある人に対する地域の理解、交流の支援」が 30.5%となっています。



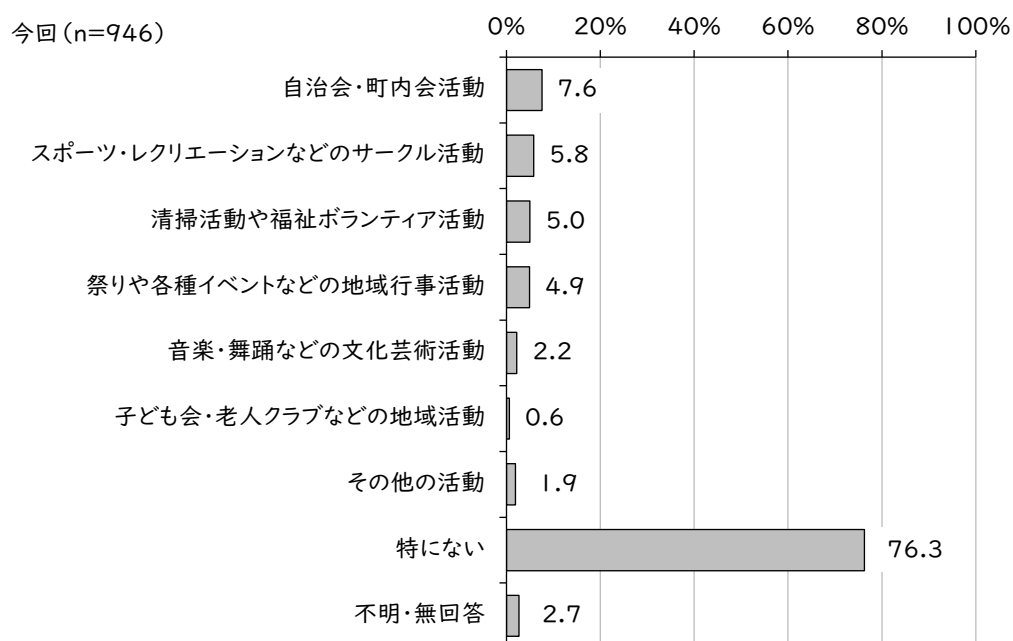
■今後優先的に取り組むべきと感じるもの【その他の支援】

「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が48.8%と最も高く、次いで「生活習慣病予防など健康づくり(健康寿命延伸)への取り組み支援」が19.3%、「生活困窮者への支援」が15.8%となっています。



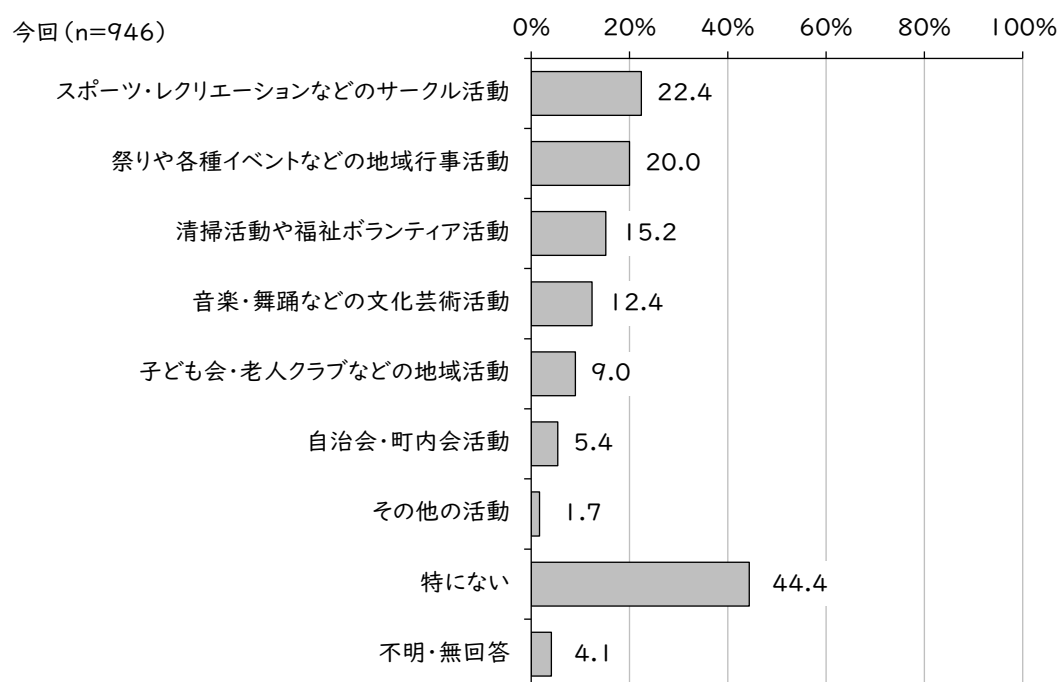
■コミュニティ活動への参加状況

「特にない」が76.3%と最も高く、次いで「自治会・町内会活動」が7.6%、「スポーツ・レクリエーションなどのサークル活動」が5.8%となっています。



■今後機会があれば、してみたいコミュニティ活動

「特にない」が44.4%と最も高く、次いで「スポーツ・レクリエーションなどのサークル活動」が22.4%、「祭りや各種イベントなどの地域行事活動」が20.0%となっています。



■防災活動について

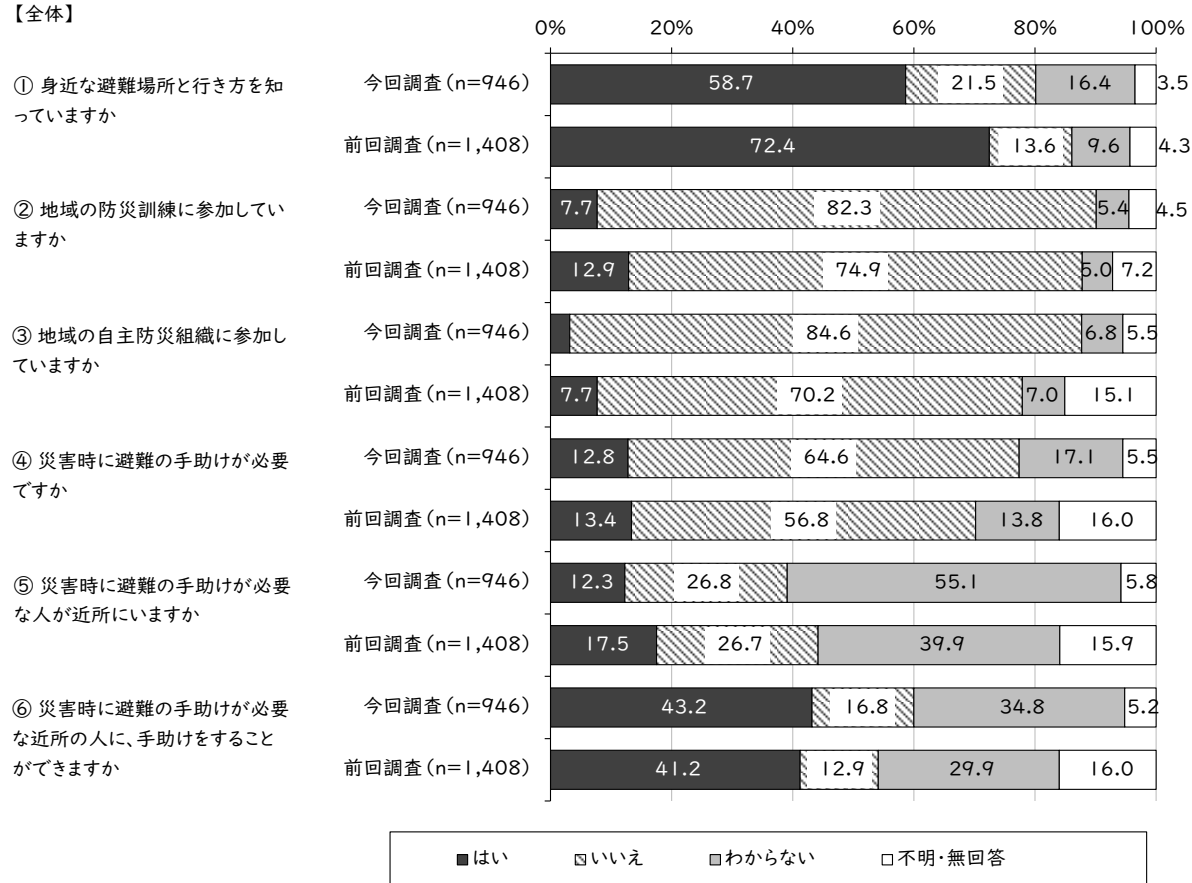
〔① 身近な避難場所と行き方を知っていますか〕、〔⑥ 災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができますか〕で「はい」の割合が高くなっています。

一方、〔② 地域の防災訓練に参加していますか〕〔③ 地域の自主防災組織に参加していますか〕〔④ 災害時に避難の手助けが必要ですか〕で「はい」の割合が低くなっています。

前回調査との比較では、〔① 身近な避難場所と行き方を知っていますか〕〔② 地域の防災訓練に参加していますか〕〔③ 地域の自主防災組織に参加していますか〕〔⑤ 災害時に避難の手助けが必要な人が近所にいますか〕で「はい」の割合が低くなっています。また、特に〔⑤ 災害時に避難の手助けが必要な人が近所にいますか〕では「わからない」の割合が高くなっています。

一方で、〔⑥ 災害時に避難の手助けが必要な近所の人に、手助けをすることができますか〕で「はい」の割合が4割台で微増となっています。

【全体】



■手助けしていること、手助けしてほしいこと

「手助けしていること」については、いずれの項目も3%未満となっています。「手助けできること」については、〔① 安否確認の声かけ〕で4割台、〔② 話し相手〕〔④ 日用品などのちょっとした買い物〕〔⑤ 電球交換などのちょっとした作業〕〔⑥ ごみ出し〕〔⑫ 散歩の付き添い〕〔⑲ 近所のイベントの手伝い〕で3割台となっています。「手助けしてもらいたいこと」については、〔⑩ 経済的な支援〕で2割台となっています。

前回調査との比較では、「手助けできること」で〔① 安否確認の声かけ〕〔⑩災害時・緊急時の手助け〕で割合が低下する一方、その他多くの項目で増加しています。

上段:今回(n=946) 下段:前回(n=1,408)		手 助 け し て い る こ と	で き 手 助 け こ と	も 手 助 け た し て こ と	無 不 明 答 ・
① 安否確認の声かけ	今回	2.5	42.7	12.5	42.3
	前回	4.3	52.1	16.2	39.4
② 話し相手	今回	2.9	39.1	7.2	50.8
	前回	5.0	35.9	4.8	58.7
③ 困りごとなどの相談	今回	2.0	29.3	16.2	52.5
	前回	2.3	26.1	9.9	66.1
④ 日用品などのちょっとした買い物	今回	1.6	36.9	10.3	51.3
	前回	1.3	38.7	4.8	58.4
⑤ 電球交換などのちょっとした作業	今回	1.7	33.3	14.0	51.1
	前回	1.6	35.0	6.0	59.4
⑥ ごみ出し	今回	2.9	33.0	8.9	55.3
	前回	2.2	35.6	4.0	60.5
⑦ 家の中の掃除や洗濯	今回	2.1	23.6	12.2	62.2
	前回	1.5	16.8	3.3	79.6
⑧ 庭の手入れ	今回	2.1	22.8	11.2	63.8
	前回	1.2	16.5	4.0	79.3
⑨ 食事づくり	今回	1.7	21.4	12.2	64.8
	前回	0.8	12.9	3.9	83.6
⑩ 短時間の子どもの預かり	今回	1.1	24.2	10.3	64.5
	前回	1.3	18.7	6.9	76.0
⑪ 保育園・幼稚園の送迎	今回	1.1	23.5	9.2	66.3
	前回	1.0	14.8	5.6	80.0
⑫ 散歩の付き添い	今回	1.2	30.8	5.6	62.5
	前回	0.8	21.4	0.9	77.4
⑬ 通院の付き添い(送迎)	今回	0.7	21.7	12.7	64.9
	前回	0.8	12.9	6.0	81.5
⑭ 買い物の付き添い(送迎)	今回	1.3	22.5	10.5	65.8
	前回	-	-	-	-
⑮ 病気の時の看病	今回	1.4	15.0	16.2	67.4
	前回	0.8	8.9	5.4	86.2
⑯ 経済的な支援	今回	1.2	11.2	21.0	66.6
	前回	0.4	6.5	5.6	87.9
⑰ 防犯見回り、防災訓練などへの参加	今回	1.7	28.6	9.5	60.1
	前回	1.8	23.2	4.0	73.0
⑱ 災害時・緊急時の手助け	今回	1.0	29.1	18.2	51.8
	前回	0.9	38.2	14.4	55.0
⑲ 近所のイベントの手伝い	今回	1.8	32.7	5.2	60.4
	前回	1.8	26.8	1.6	71.1
⑳ その他	今回	0.5	4.0	2.1	93.3
	前回	0.3	1.2	0.4	98.4

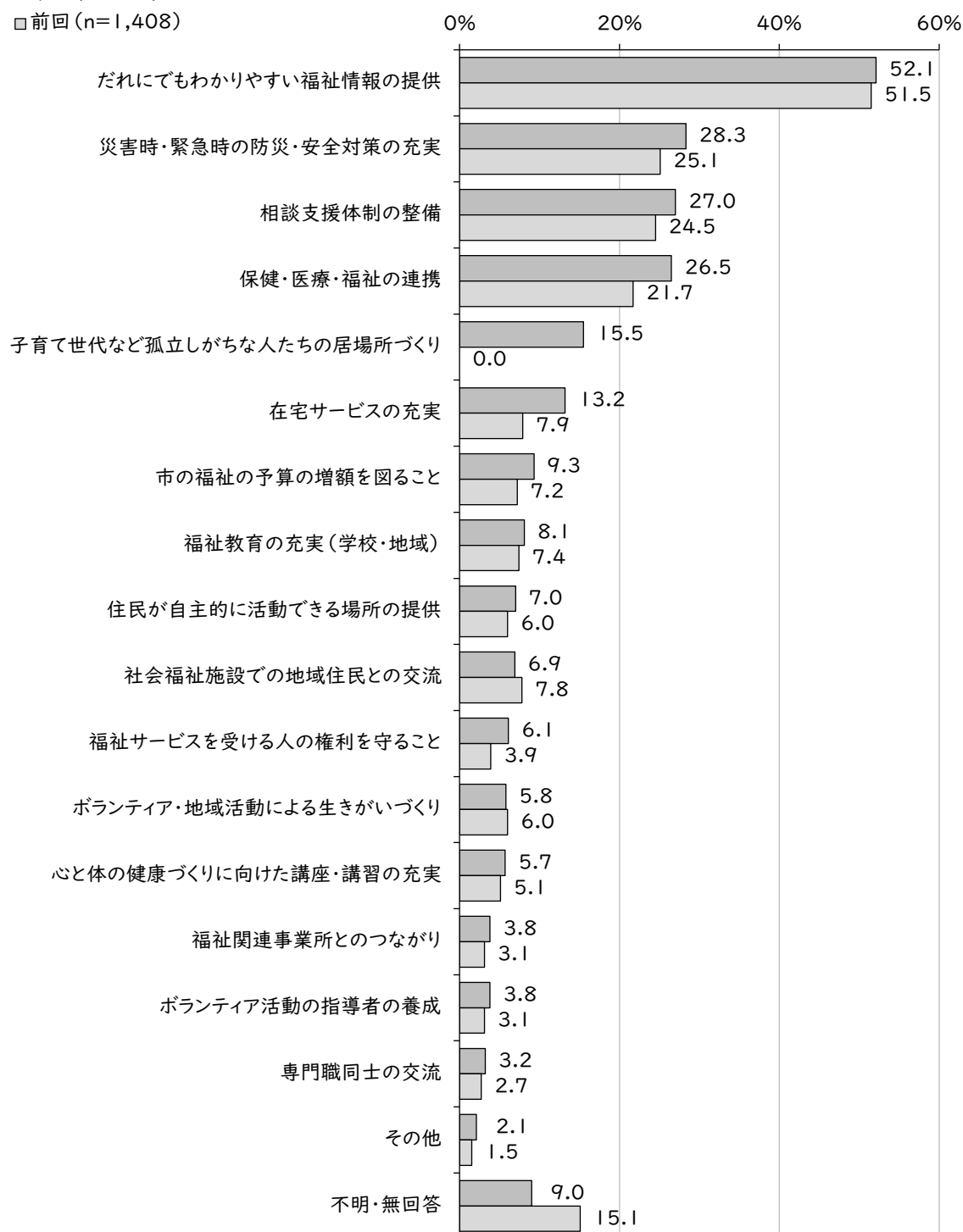
■今後、福祉のまちづくりを進めるために必要だと思うこと

「だれにでもわかりやすい福祉情報の提供」が 52.1%と最も高く、次いで「災害時・緊急時の防災・安全対策の充実」が 28.3%、「相談支援体制の整備」が 27.0%となっています。

前回調査との比較では、「在宅サービスの充実」「保健・医療・福祉の連携」で5ポイント前後増加しています。

■今回 (n=946)

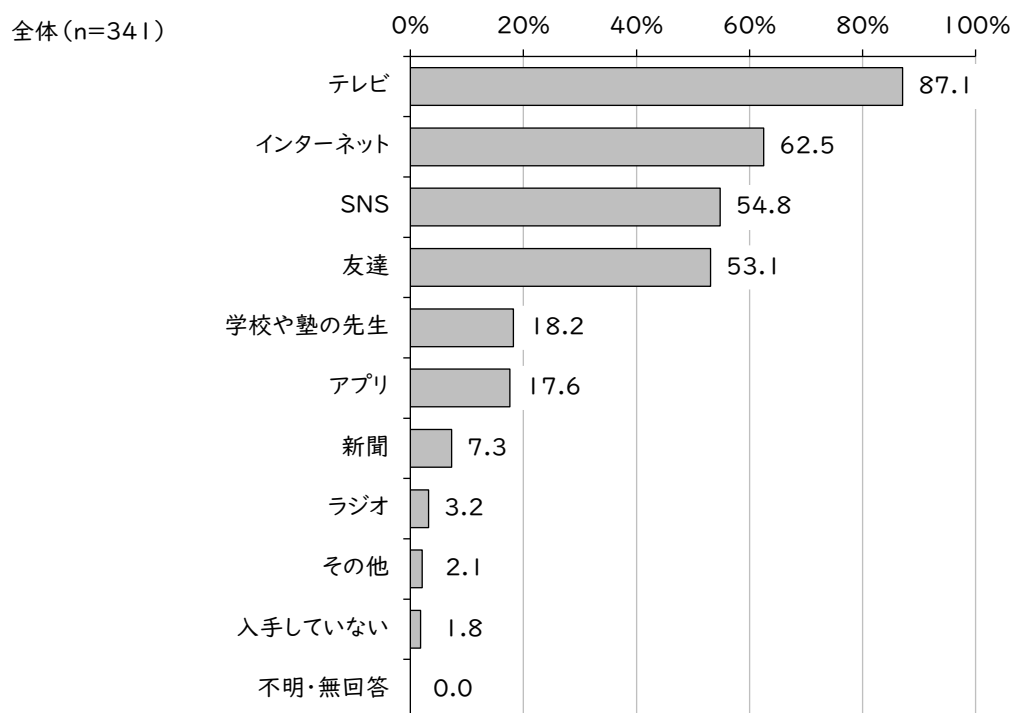
□前回 (n=1,408)



3 児童生徒調査結果より

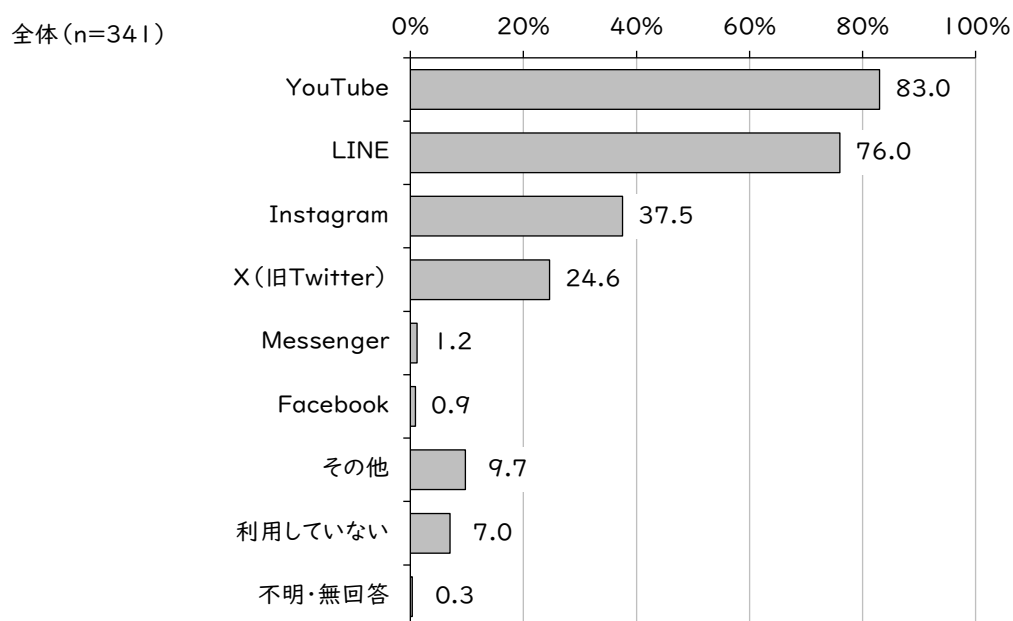
■ニュースや情報の入手先について

「テレビ」が 87.1%と最も高く、次いで「インターネット」が 62.5%、「SNS」が 54.8%となっています。



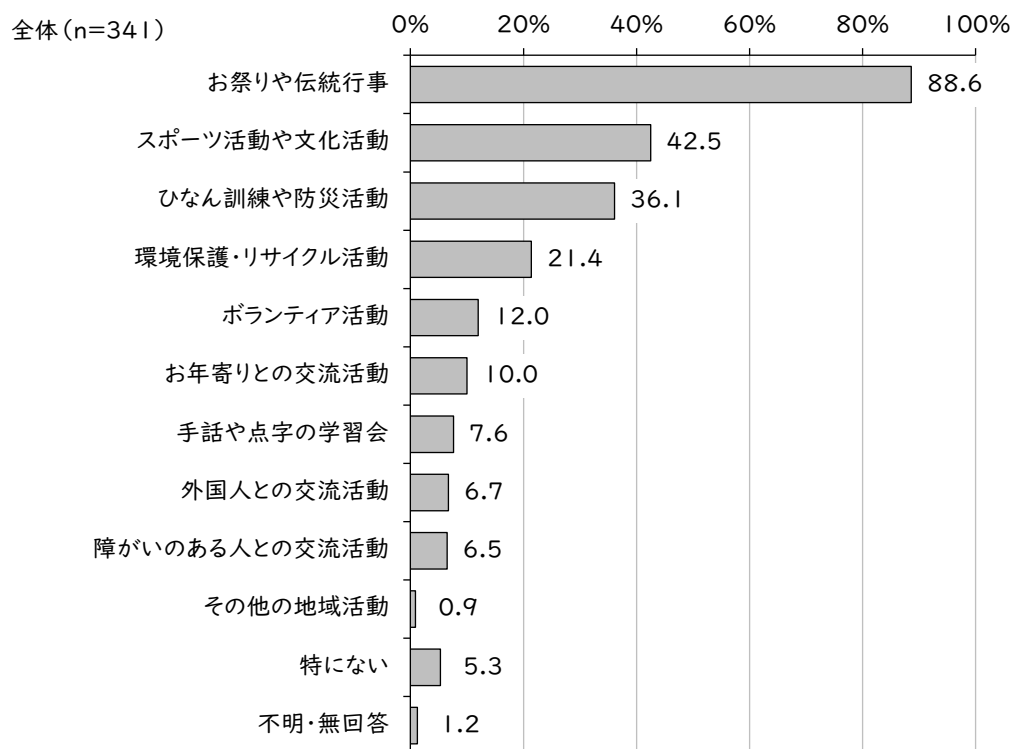
「YouTube」が 83.0%と最も高く、次いで「LINE」が 76.0%、「Instagram」が 37.5%となっています。

■ふだん利用しているSNS



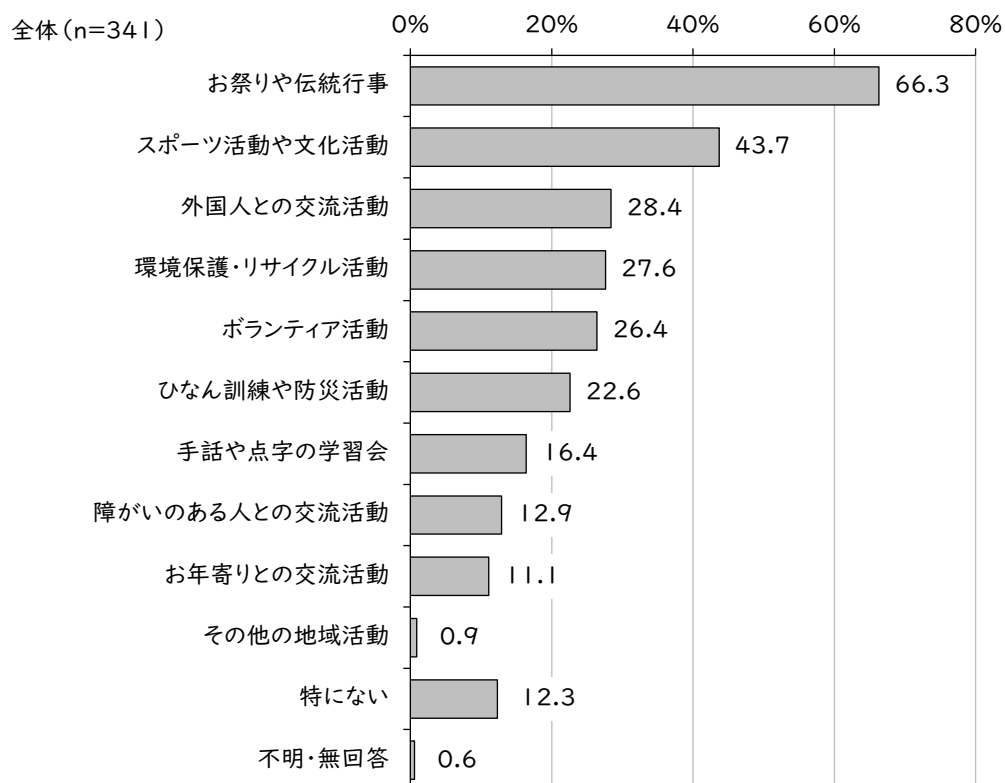
■今までに、地域で参加したことがある活動

「お祭りや伝統行事」が88.6%と最も高く、次いで「スポーツ活動や文化活動」が42.5%、「ひなん訓練や防災活動」が36.1%となっています。



■今後、地域で参加したいと思う活動

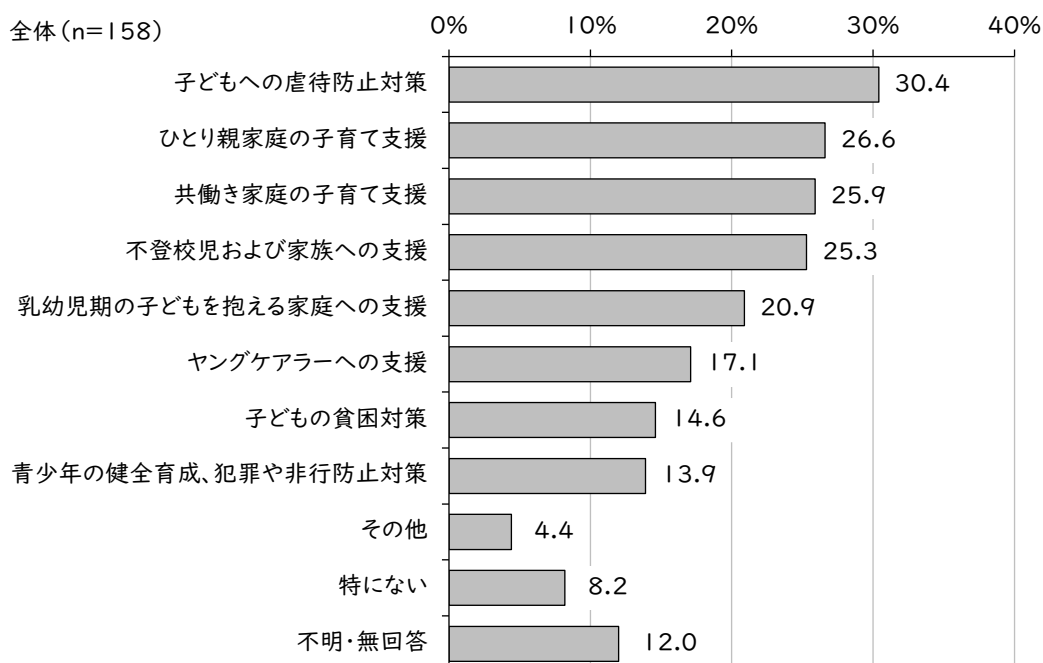
「お祭りや伝統行事」が66.3%と最も高く、次いで「スポーツ活動や文化活動」が43.7%、「外国人との交流活動」が28.4%となっています。



4 専門職調査結果より

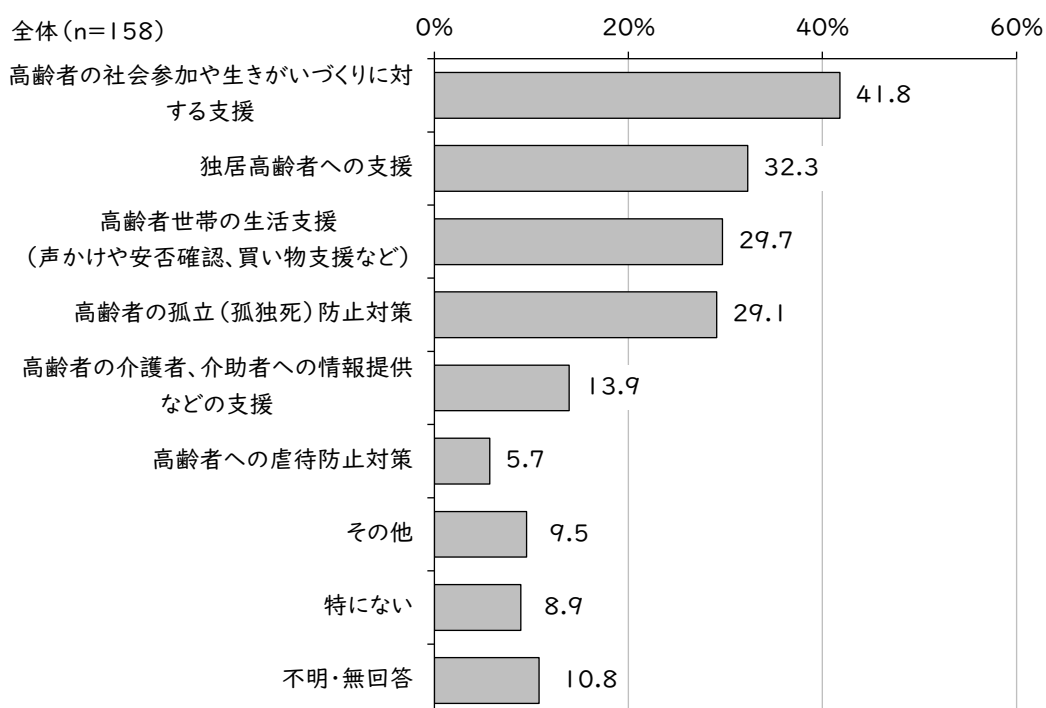
■最近、地域で気になる課題（子ども・若者支援）

「子どもへの虐待防止対策」が 30.4%と最も高く、次いで「ひとり親家庭の子育て支援」が 26.6%、「共働き家庭の子育て支援」が 25.9%となっています。



■最近、地域で気になる課題（高齢者支援）

「高齢者の社会参加や生きがいづくりに対する支援」が 41.8%と最も高く、次いで「独居高齢者への支援」が 32.3%、「高齢者世帯の生活支援（声かけや安否確認、買い物支援など）」が 29.7%となっています。



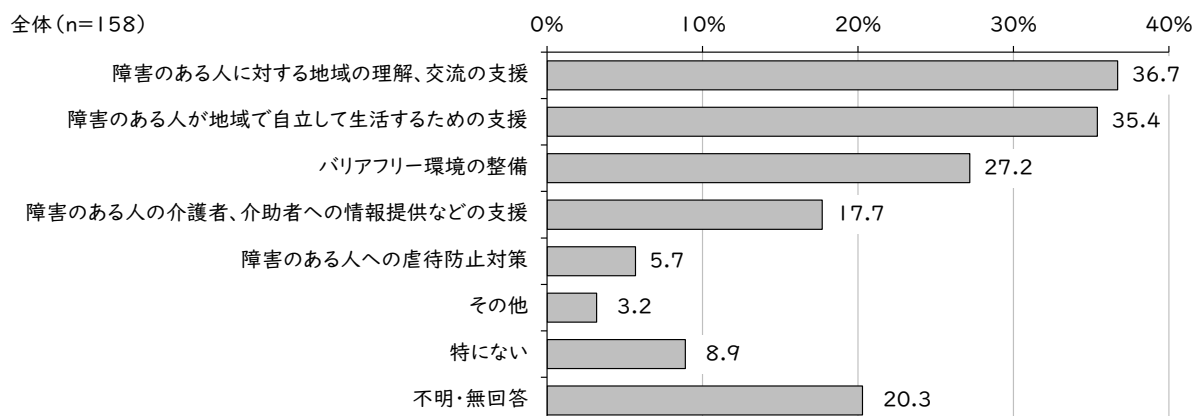
■最近、地域で気になる課題（子ども・若者、高齢者、障害者以外の支援）

「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」が 36.1%と最も高く、次いで「振り込め詐欺などの消費者被害の防止などの防犯活動」が 20.9%、「空き家対策」が 18.4%となっています。



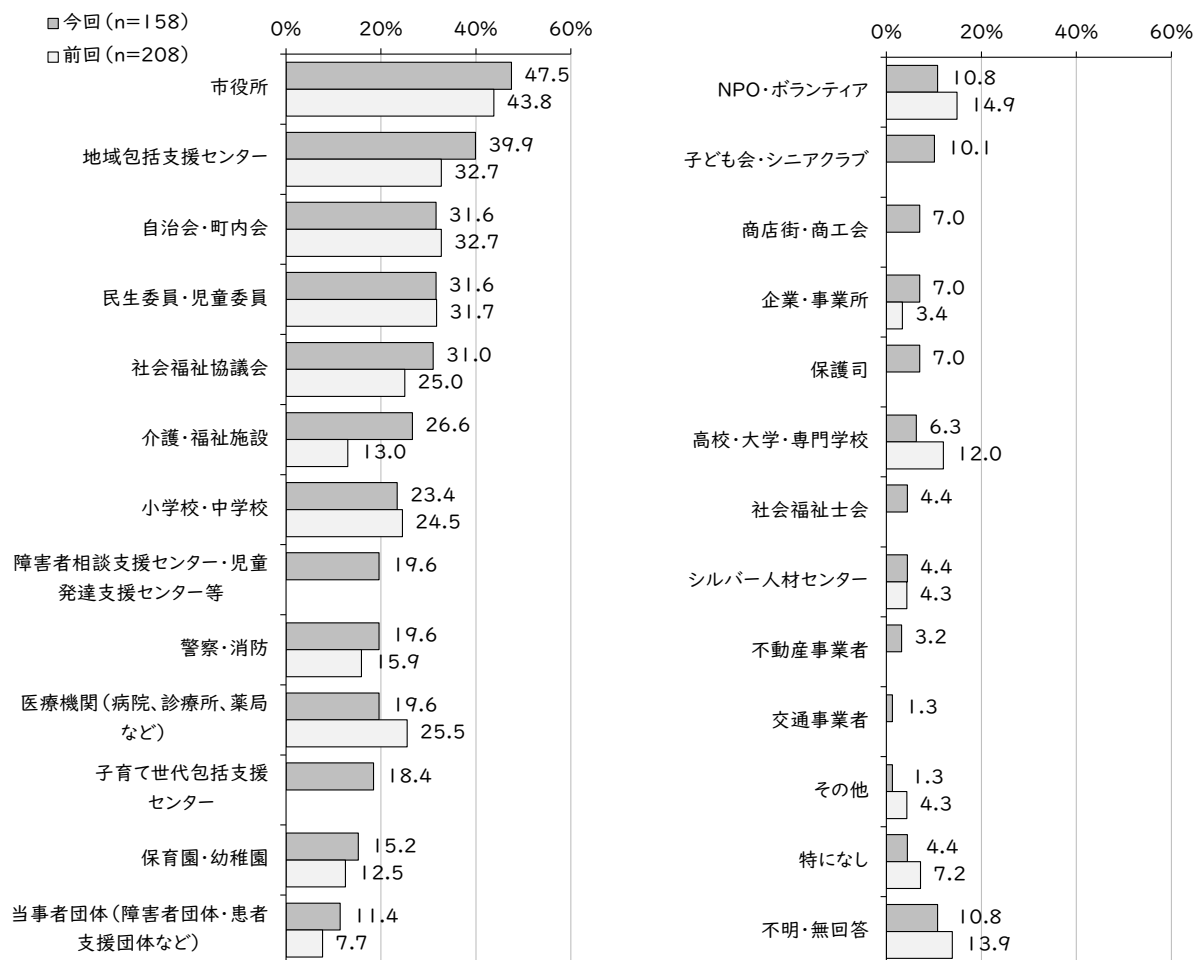
■最近、地域で気になる課題（障害者支援）

「障害のある人に対する地域の理解、交流の支援」が 36.7%と最も高く、次いで「障害のある人が地域で自立して生活するための支援」が 35.4%、「バリアフリー環境の整備」が 27.2%となっています。



■今後、情報交換や連携を深めたい相手先

「市役所」が 47.5%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が 39.9%、「自治会・町内会」「民生委員・児童委員」が 31.6%となっています。前回調査との比較では、「社会福祉協議会」「介護・福祉施設」「地域包括支援センター」で5ポイント以上増加しています。



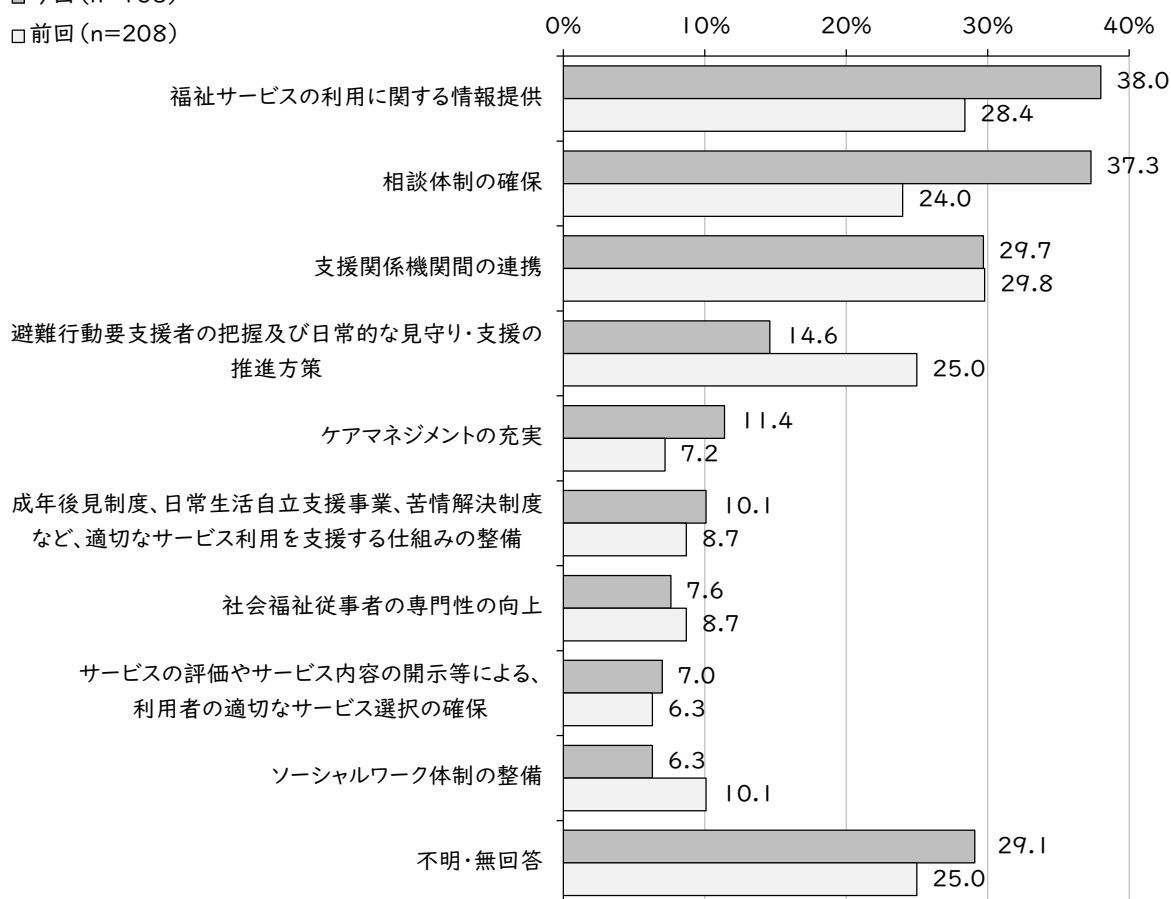
■福祉サービスの適切な利用の促進のために優先的に取り組むべき事項

「福祉サービスの利用に関する情報提供」が 38.0%と最も高く、次いで「相談体制の確保」が 37.3%、「支援関係機関間の連携」が 29.7%となっています。

前回調査との比較では、「福祉サービスの利用に関する情報提供」「相談体制の確保」で10ポイント前後増加しています。

■ 今回 (n=158)

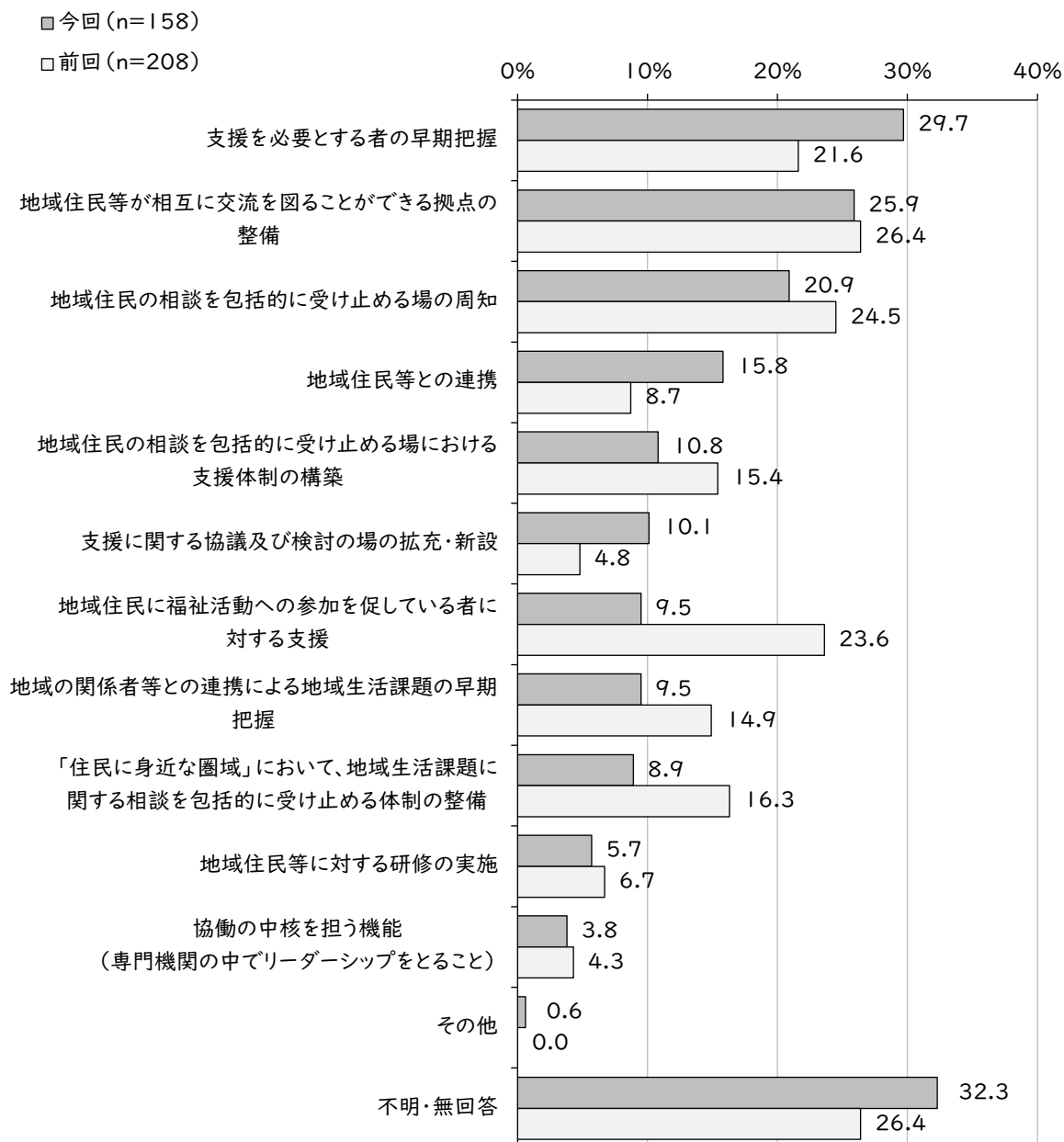
□ 前回 (n=208)



■包括的な支援体制整備に関して、優先的に取り組むべき事項

「支援を必要とする者の早期把握」が 29.7%と最も高く、次いで「地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備」が 25.9%、「地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知」が 20.9%となっています。

前回調査との比較では、「支援を必要とする者の早期把握」「地域住民との連携」「支援に関する協議及び検討の場の充実・新設」の割合が増加しています。



5 団体調査結果より

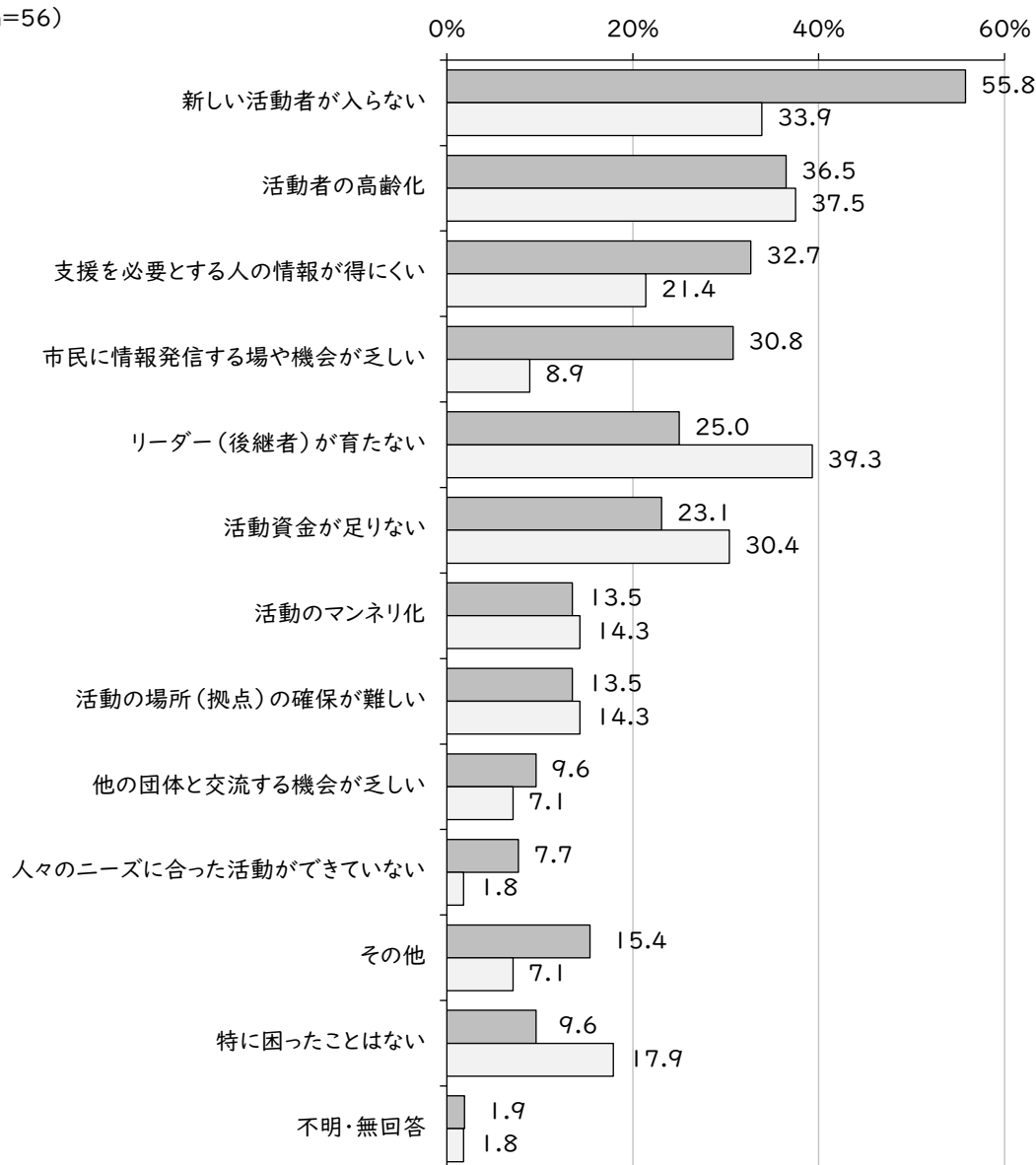
■団体活動を行う上で困っていること

「新しい活動者が入らない」が55.8%と最も高く、次いで「活動者の高齢化」が36.5%、「支援を必要とする人の情報が得にくい」が32.7%となっています。

前回調査との比較では、「新しい活動者が入らない」「市民に情報発信する場や機会が乏しい」「人々のニーズに合った活動ができていない」「支援を必要とする人の情報が得にくい」で増加しています。

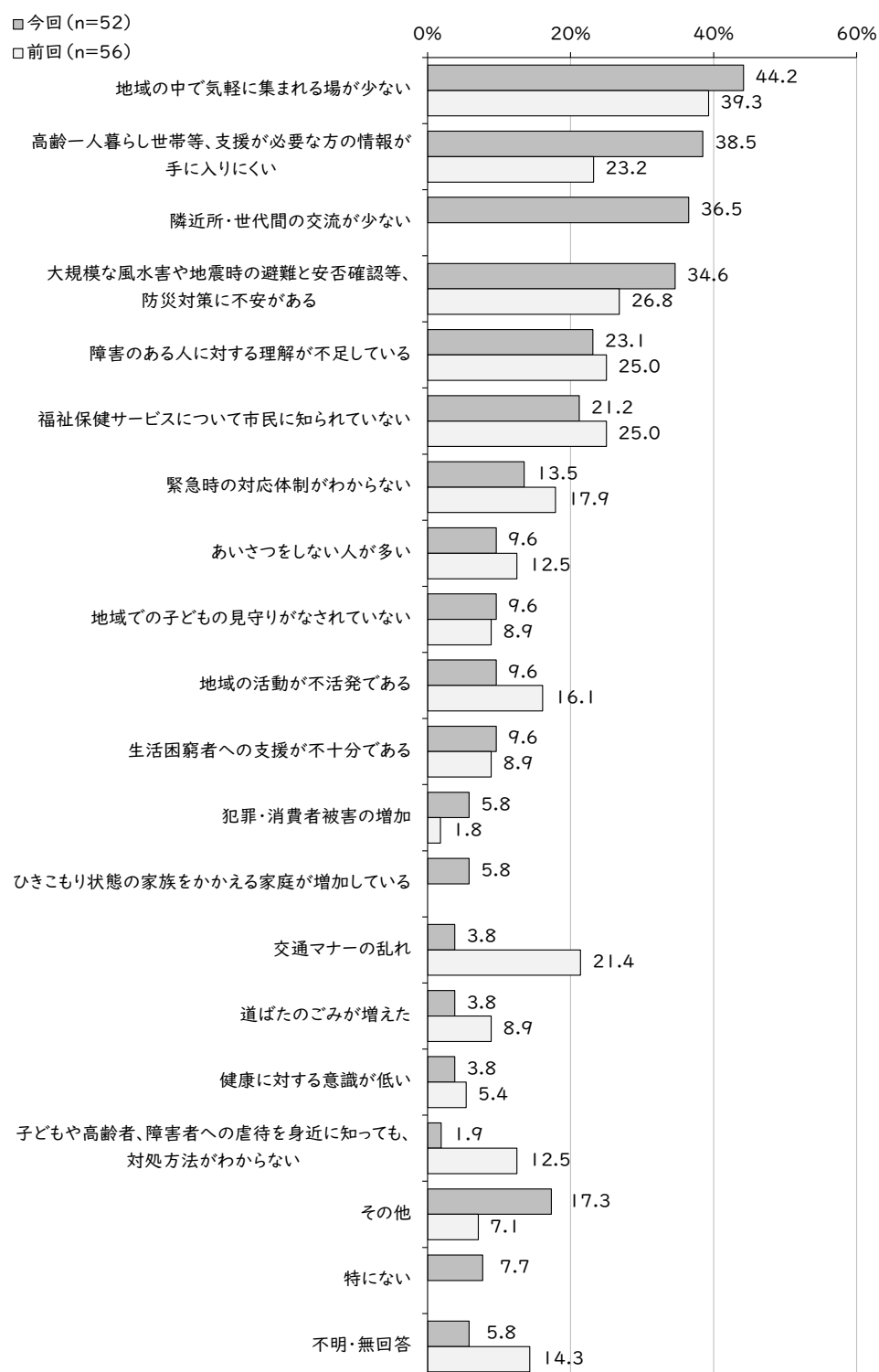
■ 今回 (n=52)

□ 前回 (n=56)



■活動を通じて感じる、地域の問題点や課題

「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」が 44.2%と最も高く、次いで「高齢一人暮らし世帯等、支援が必要な方の情報が手に入りにくい」が 38.5%、「隣近所・世代間の交流が少ない」が 36.5%となっています。前回調査との比較では、「交通マナーの乱れ」「子どもや高齢者、障害者への虐待を身近に知っても、対処方法がわからない」で大きく減少する一方、「高齢一人暮らし世帯等、支援が必要な方の情報が手に入りにくい」「大規模な風水害や地震時の避難と安否確認等、防災対策に不安がある」で大きく増加しています。

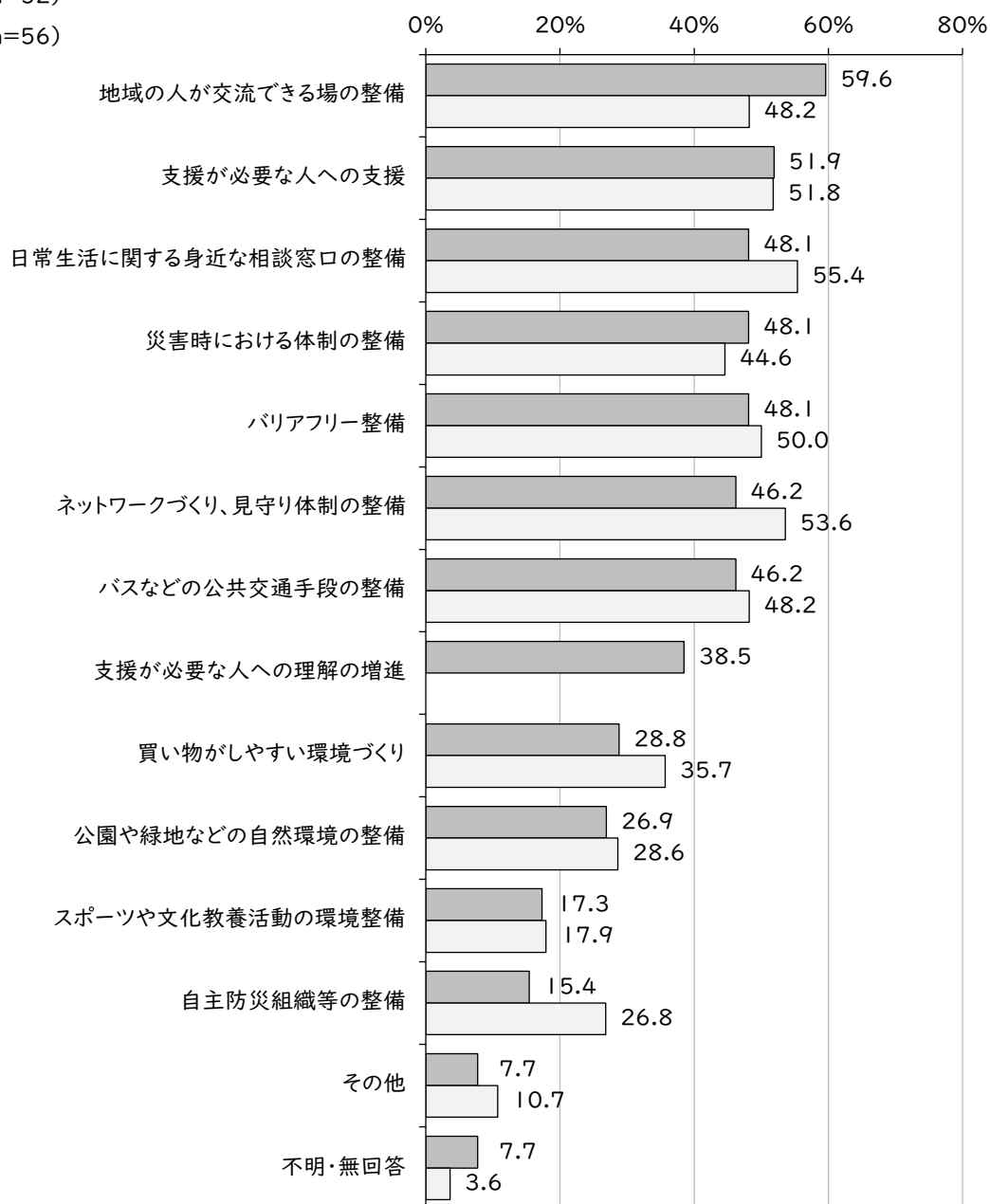


■すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要なこと

「地域の人と交流できる場の整備」が 59.6%と最も高く、次いで「支援が必要な人への支援」が 51.9%、「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」「災害時における体制の整備」「バリアフリー整備」が 48.1%となっています。前回調査との比較では、「自主防災組織等の整備」で 10 ポイント以上減少する一方、「地域の人と交流できる場の整備」で 10 ポイント以上増加しています。

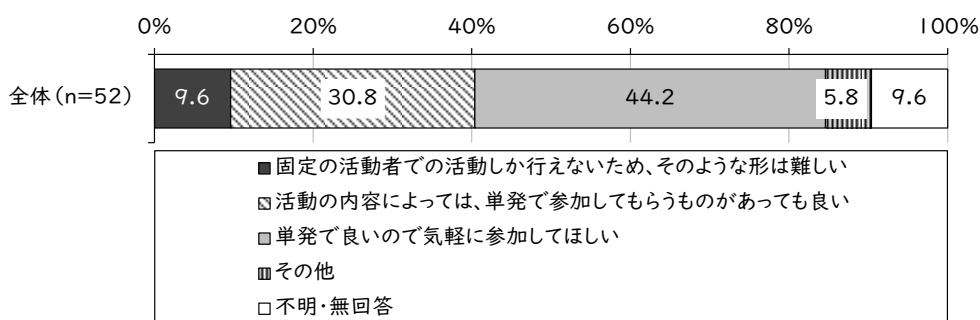
■ 今回 (n=52)

□ 前回 (n=56)



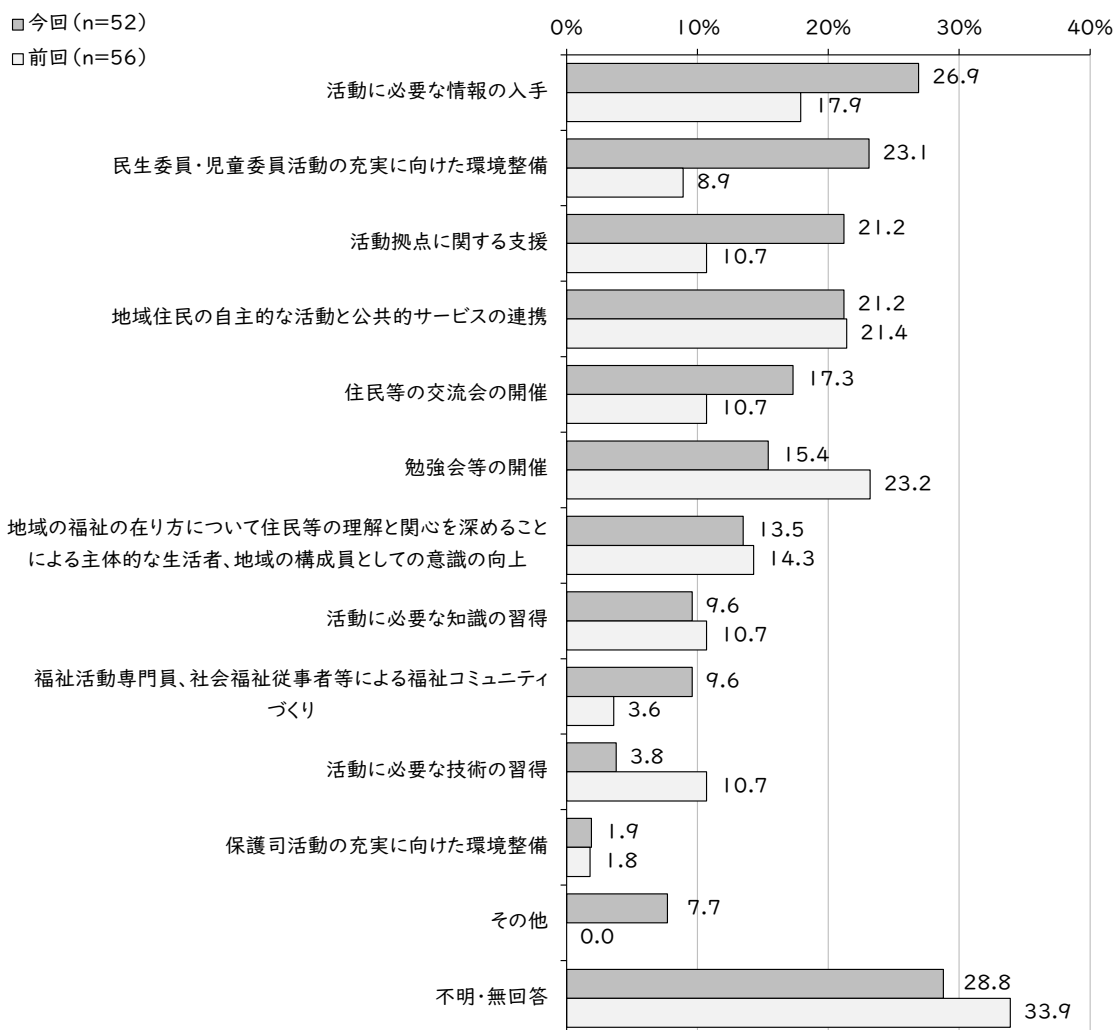
■市民の方が団体の活動に単発で参加することについて

「単発で良いので気軽に参加してほしい」が44.2%と最も高く、次いで「活動の内容によっては、単発で参加してもらったものがあるのも良い」が30.8%、「固定の活動者での活動しか行えないため、そのような形は難しい」が9.6%となっています。



■地域福祉に関する活動への住民の参加促進のために、優先的に取り組むべき事項

「活動に必要な情報の入手」が26.9%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備」が23.1%、「活動拠点に関する支援」「地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携」が21.2%となっています。前回調査との比較では、「活動に必要な情報の入手」「活動拠点に関する支援」「住民等の交流会の開催」「福祉活動専門員、社会福祉従事者等による福祉コミュニティづくり」「民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備」で増加しています。



第3節 地域懇談会に見る市の現状

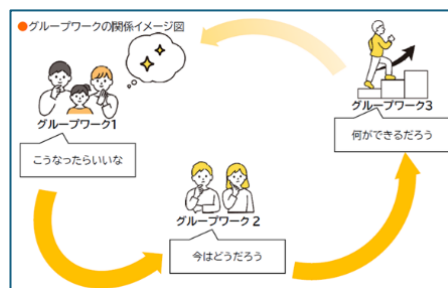
第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画の策定にあたり、市民の方が普段の地域生活の中で感じていることや、地域で課題と感じていることを伺い、それらに対して自助、互助の観点で意見を出し合うことで、計画における取り組みの参考とすることを目的として実施しました。

■実施日時・場所・参加人数

日時	場所	参加人数
令和6年 11 月 26 日 (火) 14:00～16:00	根岸台市民センター	17 人
令和6年 11 月 27 日 (水) 14:00～16:00	膝折市民センター	15 人
令和6年 11 月 28 日 (木) 14:00～16:00	宮戸市民センター	18 人
令和6年 12 月 5 日 (木) 14:00～16:00	産業文化センター	20 人
令和6年 12 月 6 日 (金) 18:30～20:30	コミュニティセンター(中央公民館内)	22 人
令和6年 12 月 7 日 (土) 10:00～12:00	総合福祉センター(はあとぴあ)	14 人

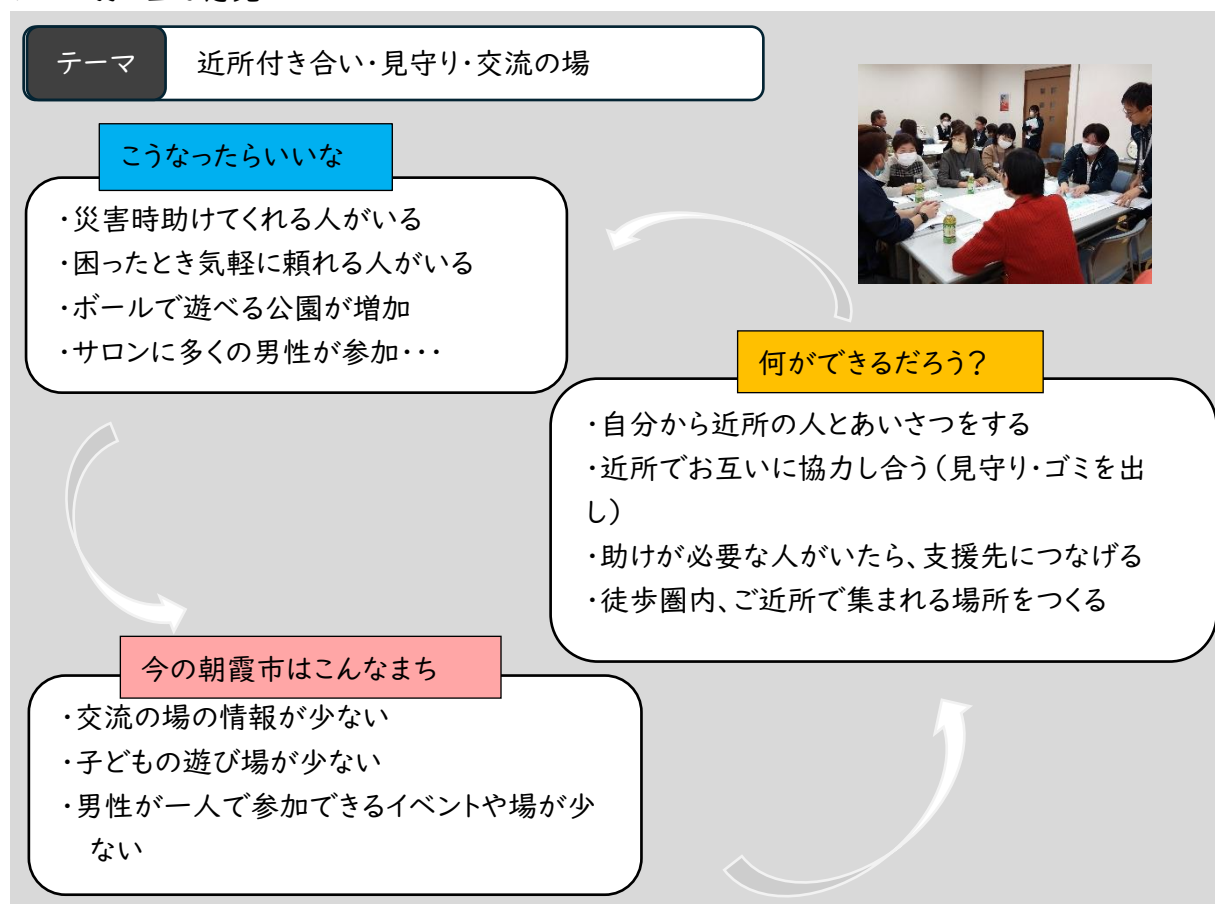


グループワーク①	テーマ「5年後の朝霞市 ～こうなったらいいな～」 5年後の朝霞市が「こうなったらいいな」というイメージを付箋に書いたのち、内容をグループ内で共有しました。
グループワーク②	テーマ「2024年の朝霞市 ～今の朝霞市はこんなまち～」 グループワーク①で出た意見の「現在の状況」をグループ内で共有し、将来の姿と現在の状況に違いがあれば、どのような違いがあるかを深掘りしました。
グループワーク③	テーマ「『こうなったらいいな』を目指して ～何ができるだろう?～」 グループワーク①で話した地域にしていきたいために、どのようなことができるかを付箋に書き出し、内容をグループ内で共有しました。さらに、書いた内容を「自分を含めた近隣住民ができること」・「組織的に取り組むこと」に分類しました。



■実施結果

テーマ別の主な意見



テーマ

交通移動

こうなったらいいな

- ・気軽に利用できる交通手段が増える
- ・歩きやすく安全な歩道が増える
- ・出かけた際にちょっと休憩できる場所が市内に増える

今の朝霞市はこんなまち

- ・交通マナーを守る人多い
- ・バス、タクシーが来ない
- ・坂道や段差、狭い道が多い
- ・移動支援の人手不足

何ができるだろう？

- ・交通ルールを守る
- ・車の乗り合わせなど、近所で声掛けをする
- ・自分で歩けるように、健康事業に参加する
- ・地域の企業や事業所に働きかけ協力してもらう



テーマ

子育て・子ども・若者支援

こうなったらいいな

- ・子育て支援団体と自治体の連携が充実している
- ・子育てしやすい街 No.1
- ・子どもが外で安全に遊べる場所が増える

今の朝霞市はこんなまち

- ・子育て支援団体が多いが、自治体とつながりが少ない
- ・ベビーカーが通りにくい
- ・下校時に家の外に出て、見守ってくれている人がいる

何ができるだろう？

- ・子育て中の世帯に対して、手助けをする
- ・子育てに悩む人に声を掛ける
- ・子どもの体験をサポート
- ・自分が経験した知識を子どもに伝える



テーマ

障害児・者支援

こうなったらいいな

- ・障害を持つ子の親が気分転換できる支援が充実する
- ・様々な障害への理解が進む
- ・障害を持つ親が気軽に相談できる場所がある



何ができるだろう？

- ・手話の勉強をする
- ・イベント等に参加し、障害のある方との交流の機会をつくる

今の朝霞市はこんなまち

- ・近所の付き合いが少なく、個人情報の扱いも厳しくなったので、近所に住んでいる人の情報が分からない

テーマ

高齢者・健康

こうなったらいいな

- ・健康町づくりに取り組む
- ・高齢者が社会参加できる
- ・ワンストップサービスの総合相談窓口が増える
- ・高齢者の移動手段が増える



何ができるだろう？

- ・近所に友人を作り、一緒に外出する機会を増やす
- ・活動する場所を徐々に増やしていく
- ・サロンの参加者を増やすため、活動について発信し、つながり作りを行う

今の朝霞市はこんなまち

- ・介護、介護予防に対する意識は高いが、行動に至らない
- ・サロンやクラブ、サークル活動はあるが、新規参加しにくい
- ・支援につながるまでのハードルが高い

テーマ

防犯・防災

こうなったらいいな

- ・災害に強い街になる
- ・照明を増やして、夜間でも安心できる街になる
- ・近隣住民同士に挨拶が増えることで不審者が減る



何ができるだろう？

- ・地域で防犯意識を高める
- ・災害時に集合できる場所を確保しておく
- ・子どもや若い世代にも防災活動（火の用心の見回り活動）に参加してもらう

今の朝霞市はこんなまち

- ・街灯が少ない
- ・空き家が増えている
- ・詐欺の電話が多い
- ・街灯が少なく暗い場所がある

テーマ

情報

こうなったらいいな

- ・必要な情報が簡単に取得できるようになる
- ・町内会へ加入することのメリットが発信できる
- ・スマホの使い方を学べる機会



何ができるだろう？

- ・デジタルツールと紙媒体の両方を使った周知を行う
- ・スマホ、IT 教室を開催する
- ・情報を得るために、地域の場に参加する
- ・加入している町内会の良さを PR する

今の朝霞市はこんなまち

- ・情報がデジタル化され、情報収集が難しい
- ・町内会に入りたいと思える情報を発信できていない

テーマ

地域活動

こうなったらいいな

- ・市民活動やボランティアに気軽に参加する人が増える
- ・地域に地区社協が設置される
- ・教育、学校と地域連携した活動が増える

何ができるだろう？

- ・福祉についての理解を深め、自分にできることを知る
- ・自分の住んでいる地域に興味を持ち、得た情報を他の人に発信していく
- ・福祉活動の団体が集まれる拠点をつくる

今の朝霞市はこんなまち

- ・多くの活動団体があるが、団体の情報が行き届いていない
- ・子ども、高齢者、障害者など、対象別の集まりがある



テーマ

街づくり

こうなったらいいな

- ・住民主体の見守りと、制度に基づく見守り体制の両方が充実する
- ・年齢や性別、国籍に関係なく生き生きと過ごせる街
- ・支援が必要な人が気軽に周りに頼れる街

何ができるだろう？

- ・落ち葉掃きや雪かき等、自分が協力できることを地域で行う
- ・外国の方を助ける場所づくりを行う
- ・地域懇談会のような、話す場を増やしていく

今の朝霞市はこんなまち

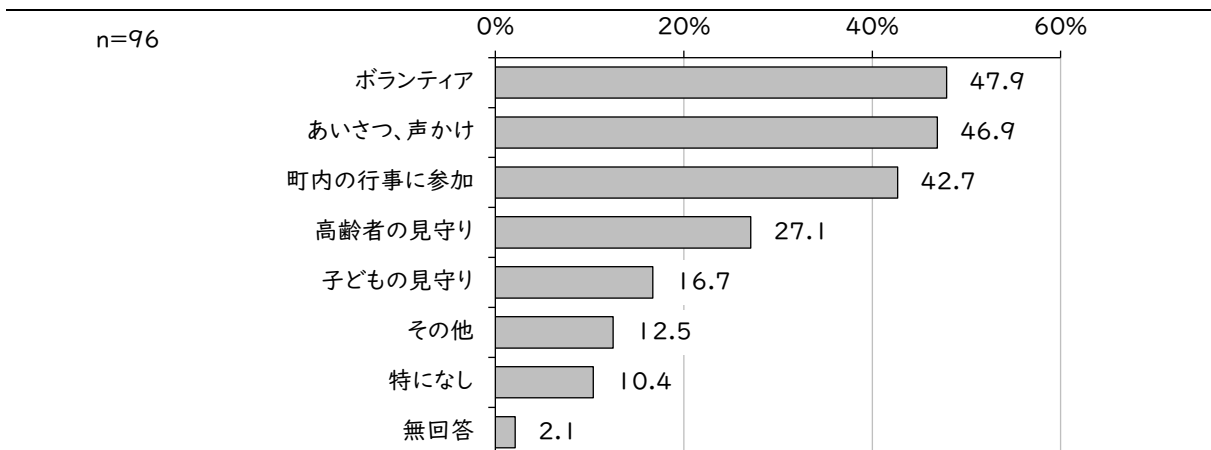
- ・子育てもしやすく、老後でも暮らしやすい街
- ・自然が多く、都心への交通の利便性もあるため、引っ越してくる人も多い
- ・高齢者、障害者等の移動手段が少ない



地域懇談会後アンケート集計結果

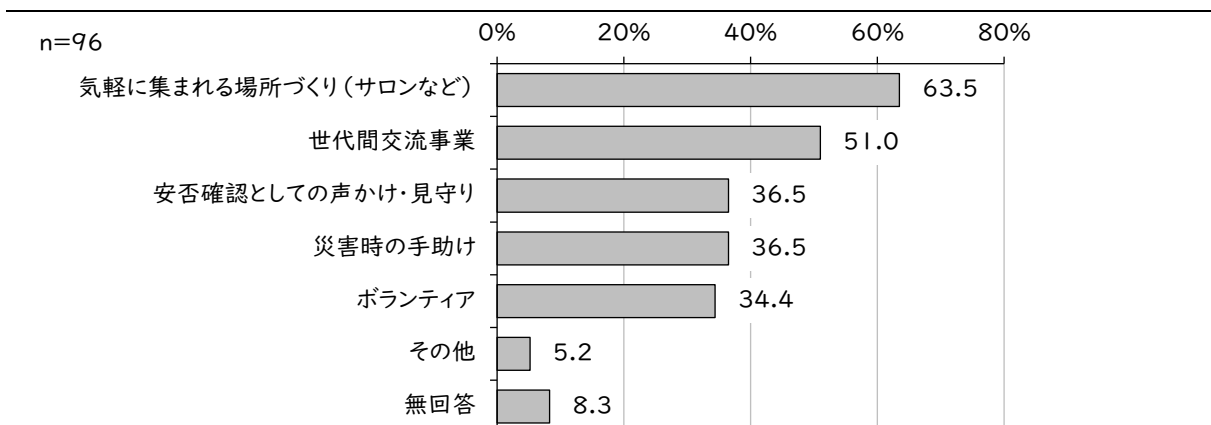
■ 普段地域で取り組んでいること

普段地域で取り組んでいることについて、「ボランティア」が 47.9%で最も高く、次いで「あいさつ、声かけ」が 46.9%、「町内の行事に参加」が 42.7%となっています。



■ やってみたいと思う活動や地域に必要なだと思うこと

やってみたいと思う活動や地域に必要なだと思うことについて、「気軽に集まれる場所づくり(サロンなど)」が 63.5%で最も高く、次いで「世代間交流事業」が 51.0%、「安否確認としての声かけ・見守り」「災害時の手助け」が 36.5%となっています。



■ 感想

- ① 皆様いろんな立場からの意見を交換する場があって、とても良いと思いました。参加して良かったです。
- ② ただ福祉のまちづくりの話を受け身で聞くのではなく、自分のこととして地域の将来について考えて話し合うというワークショップの形がとても良かったです。こういう場に多くの人に参加してくれるようになればと思います。
- ③ こういう形で話し合いを重ねる事が大事な行動の第一歩だと思います。
- ④ 情報を必要な人々に届けることは、難しいなと思いました。いろいろな活動をしている人がいて、良い活動もあるのに、知ってもらうにはどうすればいいのかなと悩みました。
- ⑤ “地域づくり”は“人づくり”だと思うので、1人1人の意識が変わっていけるよう、働きかけができると良いと思いました。

■ 地域懇談会からみる主な課題と解決に向けてできること(キーワード)

テーマ	課題	課題解決に向けてできること
近所付き合い・見守り・交流の場	○挨拶しない・顔が分からない住民がいる ○地域交流の場が少ない ○若い世代・転入者が交流に参加しない ○町内会の加入者減少・役員不足 ○住人同士の関わりが減少	○自分から挨拶・地域あいさつ運動 ○交流の場の企画・参加促進 ○若い世代・外国籍住民を交流の場に誘う ○SNS や LINE で情報共有 ○管理組合等も巻き込んだ交流の場づくり
交通移動	○市内バスの夜間運行が少ない ○バスルート・本数が不便 ○坂道や段差・狭い道が多い	○乗合タクシーの活用 ○近所同士で車の乗り合わせ ○徒歩圏内・ご近所で集まれる場をつくる
子育て・子ども・若者支援	○保育園不足・0歳児の受入れが少ない ○子育て支援団体と自治体の連携不足 ○子育て世代の交流機会不足 ○子どもの体験機会の不足 ○子育て世帯の生活支援が不十分	○保護者の交流や情報共有の場を増やす ○行政が広報・連携支援 ○子育て世代が参加できるイベントの企画 ○木登り・火起こし等子どもの体験サポート ○送迎・買い物代行などの生活支援
障害児・者支援	○移動支援や事業所の人手不足 ○交流機会の不足	○障害のある方も参加できる場を増やす ○障害理解のイベントへの参加 ○手話を学ぶ
高齢者・健康	○高齢者の居場所の不足 ○活動の後継者不足 ○健康維持が難しい ○地域活動に新規に参加がしづらい	○カフェやサロンなど参加しやすい場づくり ○元気な高齢者が活動の中心となる ○日課の散歩・健康事業への参加 ○参加を促す情報の発信
防犯・防災	○防災意識の不足 ○子ども・若者の防災活動参加が少ない	○防災講座の開催・備蓄品の見える化 ○子ども・若者も見回り活動に参加
情報	○デジタル化で情報入手が困難 ○町内会活動の魅力が伝わらない ○交流の場の情報不足	○デジタルと紙媒体で情報発信 ○町内会の良さや活動を PR ○行政や社協も協力して周知
地域活動	○行事の減少・参加率の低下 ○後継者の不足 ○空き家の増加	○地域清掃や簡単な活動から参加促進 ○活動団体の後継者を育成 ○空き家活用による交流・活動拠点化
街づくり	○交流の場の不足 ○住民同士がつながりにくい	○徒歩圏内・ご近所で集まれる場をつくる ○想いを持った人同士が結びつく場をつくる

※朝霞市・朝霞市社会福祉協議会(令和7年2月)「朝霞の「ふくし」考えてみませんか 2024 実施結果報告書」を基に整理

第4節 グループヒアリングから見る市の現状

本計画の策定にあたって、市内で福祉に関する活動を行う団体の『地域福祉』に対するご意見を各々の計画に反映させるため、実施しました。

■実施概要

実施日	令和7年1月29日(水)
実施場所	朝霞市総合福祉センター(第1会議室)
対象団体	第5期朝霞市地域福祉計画・第5期朝霞市地域福祉活動計画策定に係るアンケート調査で参加の承諾をいただいた14団体
対象分野	子ども、高齢者、障害者、地域活動の4分野

■ヒアリング結果からみる主な課題・方向性

居場所・活動場所について

- ・団体活動を進める上で、事前の予約や費用の問題なく、柔軟に使える場の提供が望まれる。
- ・既存の施設等も活用しながら、ふらっと立ち寄れる身近な居場所を重層的に展開することが望まれる。

情報提供・相談体制の充実について

- ・市や社協だけでなく、民間や企業等とも連携し、いつでも相談しやすい環境づくりが望まれる。
- ・相談に対応する人材の、対応力の向上が望まれる。
- ・市からの情報提供に SNS の活用が望まれる。
- ・支援を受けられずに困っている人を見つけるための仕組みづくりが望まれる。
- ・福祉サービスや相談機関、支援団体など、普段から広報などで繰り返し伝えていくことが望まれる。
- ・地区社協の創設が望まれる。

交流の機会づくりについて

- ・普段地域と関わる機会の少ない人に向けて、意図的に交流の仕組みを作ることが望まれる。
- ・ここに行けば、同じ境遇の人たちと出会える、という常設の場づくりが望まれる。
- ・民間と連携し、障害者理解の普及や交流を図っていくことが望まれる。

ひきこもり・不登校への支援について

- ・気になる家庭を、様々な立場の人の目で複眼的に見守り、サポートするネットワークづくりが望まれる。

個人情報の共有について

- ・情報の扱い方など、支援をする立場の人に対する研修が望まれる。
- ・朝霞市避難行動要支援者台帳の更新・共有と、実際の災害を想定した訓練の実施が望まれる。

活動の活性化について

- ・民生委員活動を、わかりやすく知ってもらう機会や、やりがい伝える機会づくりが望まれる。
- ・夏休み体験ボランティアや学校支援ボランティア等を通じた、若い世代とのつながりづくりが望まれる。
- ・先駆的、効果的な活動の情報などを、横断的に広げていく仕組みづくりが望まれる。
- ・誰もが活動の場に参加できるよう、道路環境・移動手段の充実が望まれる。

朝霞市らしい地域福祉の展開について

- ・市内に立地する大学キャンパスの学生・教員・施設等と連携した地域福祉活動の展開が望まれる。
- ・市の将来の人口動態等をふまえた活動の展開や施設等の整備を進めることが望まれる。
- ・共助で支えていたものを公助につなげる際の判断基準や、つなげる仕組みづくりが望まれる。

第5節 課題のまとめ

●支援につながりにくい人への包括的な支援体制の構築

地域社会のつながりが希薄化し、孤立しやすく、また多様な生きづらさを抱える人々が顕在化している現代においては、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが一層求められています。そのためには、これまで相談や支援につながりにくかった人々に着目した、プッシュ型・アウトリーチ型の相談体制の構築や、地域での様々な活動や仕組みを活かした重層的支援体制整備を通じて、包括的・継続的な支援体制の構築を実現する必要があります。

●地域ぐるみの支え合いと居場所づくりの促進

日常生活上の支援や孤立防止、社会参加、生きがいづくりに向けて、地域ぐるみの取組が求められています。日ごろから隣近所での顔の見える付き合いの広がりや、多様な交流の機会や場づくり、また、安心して過ごせる「第3の居場所」の確保等が重要です。あわせて、福祉教育の推進や地域福祉への理解促進などを通じて、誰もが地域の「支え手」となるための意識醸成も重要です。

●多様なニーズに対応した柔軟で分野横断的な支援

様々な悩みや不安の解消に向けて、適切な情報提供をはじめ、成年後見制度の利用促進、住宅確保要配慮者への支援など、個別ニーズに応じた柔軟な支援が求められています。また、再犯防止に向けた取組など、複合的な課題をかかえる人や家庭への支援においては、分野横断的な連携による支援が不可欠です。支援団体間のネットワーク強化や、地域の多様な主体による、継続的な支援が求められます。

●市民活動・ボランティアなど、社会参加の促進

市民の地域活動参加を促すためには、気軽に参加できるボランティアや地域活動などのきっかけづくり、多様な情報ツールによる発信、多様な地域活動・地域団体の活動の活性化に向けた支援が重要です。また、誰もが気軽に外出し、様々な活動に参加できるよう、道路・施設のバリアフリー化や、公共交通の維持・充実も求められています。

●防災・防犯の地域づくりの強化

近年の災害の激甚化や防犯上の不安の高まりを受け、地域住民が主体的に関わる防災・防犯の取り組みの重要性が増しています。実践的な防災訓練の実施や顔の見える関係づくりを通じて、平時からの備えと連携体制づくりが重要です。また、支援を要する人への情報共有や、多様な主体との協働を推進するとともに、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められています。

これらの課題を総合的に捉え、地域全体で連携・協働しながら、多様な主体の参加と支援によって「誰一人取り残さない地域福祉」の実現をめざすことが求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

市は、令和8(2026)年3月に「第6次朝霞市総合計画」を策定し、10年間の将来像(ビジョン)を「だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞」と定め、各政策分野における施策に取り組めます。その中で、福祉分野については、「地域共生社会の推進」を共通の柱として、一層の連携を図ることとしています。

また、地域福祉計画と地域福祉活動計画とは、車の両輪のように、互いに連携しながら地域福祉を推進していくもので、第4期の計画では、支え合いの心を育みながら、誰もが地域でつながることで、地域福祉が一層推進されていくことを目指し、基本理念を「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」と定め、取組を推進してきました。

第5期目の本計画においても、地域共生社会の実現に向けて、市民、行政、団体等すべての主体が一層協働連携することで、誰もが安心して住み続けられるまちを目指し、引き続き次の基本理念のもと、地域福祉を推進します。

支え合いの心を育み、
誰もが地域でつながるまち

第2節 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向けて、4つの基本目標に沿って施策に取り組みます。

1 地域共生社会の構築

住民の生活における課題が複雑・複合化し、また、人と人とのつながりが希薄化する中、お互いが存在を認め合い、孤立することなく、その人らしい生活を送ることができるよう、地域の多様な活動への参加支援なども含めた、重層的支援体制を整備し、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ることを通じて、地域共生社会の実現を目指します。

2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現

高齢者や障害者、ひきこもりなどさまざまな課題を抱える人が増加する中、誰もがお互いに尊重し合い地域で共に生きる社会の実現を目指し、さまざまな障壁（バリア）のある環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の障壁についても「バリアフリー」を推進します。

また、身近な人とのつながりづくりを進め、社会参加の機会を推進するなど、誰一人取り残すことのない仕組みづくりを推進します。

3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実

高齢者、障害者、生活困窮者のほか、ひきこもり、孤立・孤独などによりさまざまな課題を抱える人を含め、誰もが自分の意思で地域で暮らし続けることができるよう、自立した日常生活の支援、社会参加の支援、就労支援など、地域福祉施策の充実を図ります。

また、複雑・複合化した課題に対する、適切な支援に向けて、多機関協働支援を円滑にコーディネートできる支援体制の充実を図ります。

4 誰もが安心して生活できる支援の充実

核家族化や住民同士のつながりの希薄化を背景に、ひとり暮らしの高齢者や障害者、また、高齢者、障害者のみで構成する世帯も増加していることから、市独自の見守りサービスを充実するとともに、地域で見守る体制づくりを推進します。

また、高齢者や障害者をはじめとする住宅確保要配慮者への住まいと生活の一体的な支援と、再犯防止に向けた地域ぐるみの取組を推進します。

第3節 施策の体系

基本理念	基本目標	方向性
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	1 地域共生社会の構築	(1) 地域共生社会に向けた支援体制の構築 (重層的支援体制整備事業実施計画)
		(2) 地域福祉活動等への支援
		(3) 地域福祉人材の発掘及び育成支援
	2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現	(1) 相互理解の推進
		(2) 権利擁護と尊厳の確保 (成年後見制度利用促進計画)
		(3) 社会参加とつながりづくりの支援
	3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 生活困窮者等への支援充実
		(3) 自立に向けた就労の支援
	4 誰もが安心して生活できる支援の充実	(1) 地域での見守り体制の充実
		(2) 暮らしやすい住まいへの支援
		(3) 再犯防止の推進 (再犯防止推進計画)

第4節 圏域の考え方

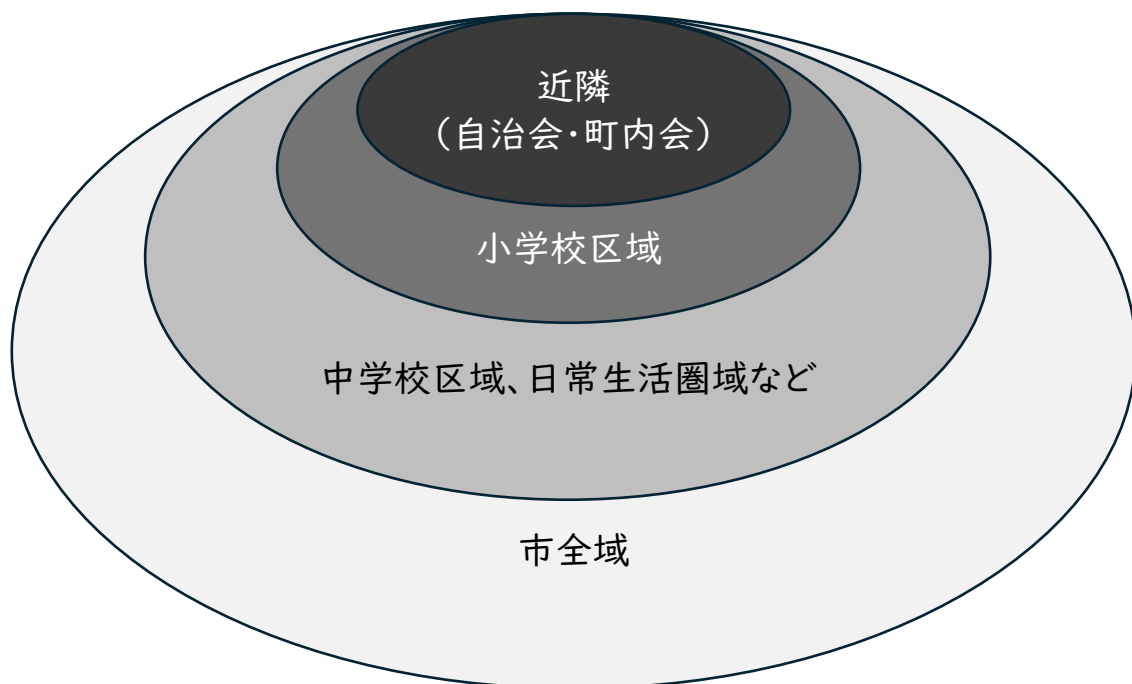
地域福祉計画では、既存の制度で対応が難しい、または制度の対象外になってしまう社会課題など、いわゆる制度の狭間の問題解決に向けて、住民に身近な圏域を定め、住民等が主体的に地域の生活課題を把握し解決を試みることができる環境づくりや、地域の生活課題に関する包括的な相談・支援体制等の整備が求められています。

本市の「住民の身近な圏域」としては、日常的に顔を合わせる隣近所で構成する「自治会・町内会」をはじめ、生活環境が似通いコミュニティが形成しやすい「小学校区域」や「中学校区域」、地域包括支援センターを核に介護予防サービス等を提供する「日常生活圏域」、行政区域としての「市全域」などが想定されます。

現在、地域福祉計画では、4階層の圏域を基本に、それぞれの圏域に見合った多様な活動や取組が活発に行われるとともに、圏域の中や圏域同士の連携によって、柔軟かつ有機的に活動や取組が展開されていくことが期待されています。

今後も、この4階層の圏域をもとに、地域共生社会の実現に向けた、協働・連携の取組の推進を図ります。

■重層的な圏域（4階層）イメージ



（＊）プッシュ型・アウトリーチ型：支援が必要な方へ、能動的に働きかけて情報やサービスを届けること

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 地域共生社会の構築

方向性(Ⅰ) 地域共生社会に向けた支援体制の構築

(重層的支援体制整備事業実施計画)

誰もが地域で共に暮らし続けるため、社会福祉協議会や、民生委員・児童委員をはじめとする地域住民の参画と連携を推進し、地域福祉の支援体制を充実します。

さらに、属性・世代を問わない、また相談したい方が迷わない包括的な相談体制づくりに向けて、組織づくりや庁外・庁内連携の強化を図るとともに、高齢者分野における地域包括ケアシステムの構築と、多機関連携やアウトリーチ型の支援など、重層的支援体制の整備を推進します。

なお、この「方向性(Ⅰ) 地域共生社会に向けた支援体制の構築」を、本市の「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけます。

Ⅰ 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援等の取組を活かしながら、地域住民の複雑化、複合化した地域の生活課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

2 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

3 具体的な取組

市の主な取組

重層的支援体制整備事業の構築

重層的支援体制整備事業の具体的な実施に向け、相談支援の一元化や多機関連携など、分野横断的な支援が行える体制を構築していきます。

主な取組	内容
1 包括的相談支援事業	各相談窓口にて、相談者の属性に関わらず幅広く相談を受け止め、支援機関全体で支援に取り組みます。
2 参加支援事業	既存の事業では対応が難しい困難を抱える方への対応に向けて、地域の社会資源や支援メニューと連携し、つながりづくりに向けた支援を行います。
3 地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる多様な場や居場所、交流機会づくりに向けたコーディネートなどを通じて、地域での多様な交流の活性化を図ります。
4 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援が届きにくい潜在的な相談者に対する支援に向けて、地域や支援機関と連携し、対象者の把握と支援への橋渡しを図ります。
5 多機関協働事業	単独では対応が難しい地域の生活課題に対応するため、地域の多様な支援機関がそれぞれの特性を共有しながら、包括的な支援体制を構築します。

地域包括ケアシステムの深化

地域包括ケアシステムのさらなる深化に向けて、医療・介護・福祉・住まい・生活支援が切れ目なく連携する体制づくりを進めるとともに、地域の多様な主体と連携しながら、住民主体の活動の促進など、包括的かつ持続可能な地域づくりを進めていきます。

4 推進に向けて

本計画期間中に、庁内関係各課、関係機関等と連携し、重層的支援体制整備の推進に向けた体制の構築を図ります。

社協の主な取組

多様な機関との連携体制の構築

社会福祉の推進に係る多様な機関等との会議や連携研修会を通じて情報交換を行い、それぞれの活動内容や機能を共有し、顔の見える関係を築くことで、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するための連携体制の構築を図ります。

地域情報の把握

地域住民、関係機関と連携し、各地域の強み・弱みに関する情報を収集し、地域課題解決に向けアプローチできるよう、地域情報の把握を行います。

コミュニティソーシャルワークの推進

相談や支援につながりを持ちにくかった人々を支援するための相談体制を整え、地域住民、関係者、関係機関と連携を図りながら、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 見守りやサロン活動など地域の活動に参加しましょう。
- ② 身近で困っている人に相談窓口を伝えるなど、つなぎ役になりましょう。
- ③ 地域の集まりやイベントに参加し、自分の意見を伝えましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 他の団体や機関と情報を共有し、連携を深めましょう。
- ② 支援が必要な人を見つけて、関係機関につなぎましょう。
- ③ 地域課題を話し合う場や交流の機会をつくりましょう。

方向性(2) 地域福祉活動等への支援

地域の身近な相談先である民生委員・児童委員の活動を支援するほか、地域福祉活動を支援する社会福祉協議会や福祉活動団体の活性化に向けた支援を行います。

さらに、健康・福祉などのさまざまな社会参加活動を支援し、地域の人と人とのつながりづくりを支援します。

市の主な取組

民生委員・児童委員の活動支援

民生委員の定員充足を図るとともに、継続的な研修や情報提供を通じて資質の向上を支援します。また、関係機関との連携体制を強化し、民生委員・児童委員が安心して活動できる環境づくりに努めます。

コミュニティ活動・市民活動の活性化

自治会や町内会をはじめ、市民活動団体やボランティア団体の取組を支援し、地域の課題解決に向けた自主的な活動が広がる連携・支援を行います。

社協の主な取組

福祉活動団体等への支援

身近な地域での見守り・支え合いの基盤となる自治会・町内会や福祉活動団体等が継続的な活動ができるよう、相談支援や助成金交付等の支援を行います。

福祉活動団体間の交流事業の実施

各団体の活動が活性化していくよう、交流事業を実施し、地域福祉を支える団体間での情報共有や相互協力体制の構築を図ります。

地域福祉活動支援のための財源確保

地域福祉活動に活用される財源確保のため、募金の使途など活用内容を分かりやすく周知し、地域福祉の支えてとして参画してもらえよう、募金活動等への賛同者の拡充を推進します。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 町内会や子ども食堂、シニアクラブなど、地域活動に参加しましょう。
- ② 困っている人を見かけたら、市役所や社協、民生委員などに知らせましょう。
- ③ 子どもの貧困や孤立、災害など、地域課題に注意を向けましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 他の団体や行政と連携し、活動しやすい環境をつくりましょう。
- ② 活動内容や参加方法を、市民にわかりやすく伝えましょう。
- ③ 他の団体と情報を共有し、地域課題に連携して取り組みましょう。

方向性(3) 地域福祉人材の発掘及び育成支援

地域福祉を支える担い手の発掘および育成を支援するため、関係機関や事業所等と連携し、情報の提供や研修の充実に努めるほか、生活支援コーディネーターと協力し、住民同士の支え合いの取組を進める生活支援体制整備事業を推進します。

市の主な取組

市民参画と協働による地域づくりの促進

講演会の開催など、市民が地域に関心を持ち、主体的に関わる機会を提供します。また、多様な主体が連携・協働しながら、市民参画による地域づくりを促進します。

生活支援体制整備事業の推進

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、公的サービスや制度だけではなく、地域住民同士の支え合いの取組を充実させ、住民・協議体・生活支援コーディネーターが一体となった地域づくりを進めていきます。

認知症総合支援

認知症初期集中支援チーム員会議、認知症地域支援推進員会議の定期的な開催と、新任職員研修等への参加により技能向上を図ります。

社協の主な取組

ボランティア活動に参加しやすい環境の整備

ボランティア活動に意欲のある地域住民の活動支援のため活動団体や関係機関と連携し、ボランティアセンターの調整機能を強化し、幅広い世代の方が気軽に活動に参加しやすい環境を整備し、活動の活性化を図ります。

ボランティア活動の場の提供

世代を問わず福祉への関心を高め、福祉活動に参加してもらえよう、ボランティアの受け入れを行い、地域福祉の担い手の育成及び活動支援を推進します。

ボランティア講座等の開催

ボランティア活動への関心を高め、ボランティア活動における地域住民の支え合い活動を推進していくため、継続的に講座や講習会を実施します。

災害ボランティアセンターの体制整備

災害発生時に備え、災害ボランティアセンターが円滑に機能するよう、行政等と連携した設置・運営訓練、災害ボランティア講座の開催など、地域住民が主体的に災害について考える場を提供します。

地域の支え合い活動の推進

日常生活で「ちょっと人の手を借りたい」、「空いているときに人のお手伝いをしたい」という思いをつなげ、地域住民が主体的に地域福祉に参画できるよう、「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」行う“住民参加型”在宅福祉サービスの拡充を図り、地域の支え合い活動を推進します。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 講演会やボランティア講座などに積極的に参加しましょう。
- ② 「あいはあと事業」など地域の支え合い活動に参加しましょう。
- ③ 防災や認知症など、身近な地域課題を学びましょう。

【関係団体等ができること】

- ① ボランティアや実習生の受け入れを通じて、福祉の担い手を育てましょう。
- ② 市民が参加しやすい講座や活動の情報を広く発信しましょう。
- ③ 他団体や地域と連携して、災害訓練やボランティアの受け入れを進めましょう。

基本目標2 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現

方向性(1) 相互理解の推進

認知症高齢者の増加に伴う認知症の正しい理解と、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、さまざまな機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。

市の主な取組

地域福祉への理解促進と地域交流の推進

地域福祉に関する理解と関心を深められる講演会などを実施します。また、小・中学校の総合的な学習の時間において、アイマスク体験・車いす体験等を実施するなど、支え合いや助け合いの気持ちの醸成、社会参加の機会を推進していきます

認知症への理解の促進

認知症サポーター養成講座や、認知症の家族介護教室などのほか、認知症月間（毎年9月）に合わせた周知イベントを実施するなど、認知症への理解促進を図ります。

社協の主な取組

教職員等を対象とした研修会の開催

学校教育現場における福祉教育の推進には、教職員等の協力が不可欠であるため、教職員や地域の福祉教育に係る地域住民を対象に研修会を実施し、福祉に関する知識・理解の向上を推進します。

福祉教育の推進

小・中・高等学校などの学習において福祉への理解を深めてもらうと共に、幅広い世代が地域福祉への意識を高め、支え合い・助け合いの気持ちを醸成できるよう、地域と連携した実践的な福祉教育を実施し、多様な人々が福祉活動を「知る」、「体験する」機会を創出します。

出前講座の実施

団体や企業など、様々な活動の場に社協職員が出向き、福祉に関する講座や情報提供を行うことで、地域福祉への理解や関心を促し、福祉活動への参画を推進します。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 手話や認知症の講演会や体験会に参加し、理解を深めましょう。
- ② 学校や地域の福祉教育に参加・協力しましょう。
- ③ オレンジライトアップなど、地域の啓発イベントに関心をもち、情報を共有しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 学校や地域団体と連携し、福祉教育や講座の実施を支援しましょう。
- ② 市民が参加しやすい講座・体験会を企画し、情報を積極的に発信しましょう。
- ③ 手話講習や要約筆記体験など、障害理解を広げる取組を進めましょう。

方向性(2) 権利擁護と尊厳の確保（成年後見制度利用促進計画）

高齢化の進行とそれに伴う認知症の増加、また障害者手帳所持者数の増加等、本人の意思決定と身上保護の必要性が一層高まっています。一方で、成年後見制度についての理解や制度利用は十分に進んでいません。

このことから、この「方向性(2) 権利擁護と尊厳の確保」を、本市の「成年後見制度利用促進基本計画」と位置づけ、制度の利用促進に関する取組を計画的に推進します。

1 成年後見制度の概要

認知症や知的障害、精神障害などにより、財産の管理や必要な福祉サービスの利用契約を結ぶことが難しい方々のために、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わり、本人の意思を尊重した上で、心身の状態や生活状況に配慮しながら個人の権利を守り、生活を支援するための制度です。

2 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

3 具体的な取組

市の主な取組

権利擁護の推進及び虐待やDVなどへの対応

虐待や人権被害の早期発見と迅速な対応を行うなど、切れ目のない支援体制を進めていきます。また、支援の専門性を高めるため、相談支援に関わる職員への研修等を行い、権利擁護の視点に立った対応力の向上を図るほか、地域の方々が気づき、声をあげやすい環境整備に努めます。

成年後見制度の周知及び利用促進

国の方針をふまえ、関係機関等と連携し、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

4 推進に向けて

本計画期間中に、庁内関係各課、関係機関等と連携し、制度の周知や取組の充実など、成年後見制度の利用促進に向けた体制の構築を図ります。

社協の主な取組

権利擁護に関する周知・啓発

地域の中で福祉サービス等の支援を必要としている人や、虐待などの権利侵害を早期発見できるよう、権利擁護について周知・啓発を行い、地域住民の理解の促進を図ります。

法人後見事業の実施

法定代理人として財産管理、身上保護などの法律行為を行い、その権利を擁護することを目的に、成年後見人となる法人後見事業を実施します。

福祉サービス利用援助事業の実施（あんしんサポートねっと）

住み慣れた地域の中で、日常生活を営むのに不安を抱えている高齢者や障害のある人が安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスの援助を行います。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 虐待や人権侵害に気づいたら、ためらわずに相談機関に知らせましょう。
- ② 成年後見制度や“あんしんサポートねっと”について学び、自分や家族の暮らしに備えましょう。
- ③ 近所の高齢者や障害のある人に関心を持ち、声かけや見守りを心がけましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 職員研修や情報共有を通じて、権利擁護に必要な対応力を高めましょう。
- ② 普段の活動を通じて、制度の理解を広げましょう。
- ③ 団体間で、お互いの得意分野を共有し、連携して支援ができるよう努めましょう。

方向性(3) 社会参加とつながりづくりの支援

誰もが身近な地域で、文化・スポーツ・健康づくり等の活動による社会参加や地域との交流によるつながりづくりができる機会の確保を目的に、情報提供や各種事業を実施します。

市の主な取組

多文化共生への理解の促進

市民活動団体や関係機関との連携を深め、外国人市民の現状を把握します。また、生活に必要な情報が適切に周知されるよう努めるとともに、多文化推進サポーター等の活用などを通じて、多文化共生意識の啓発を図ります。

社協の主な取組

住民主体の交流機会への支援

幅広い世代が参加できる交流の場が継続できるよう、地域住民主体によるふれあい・いきいきサロンや地域活動団体の活動支援を行うと共に、地域住民や関係機関と連携を図りながら、新たな団体や交流の場の立ち上げを推進します。

地域住民の交流の活性化

社協が実施する様々な事業を通じ、参加者同士のつながり作りや身近に通える居場所づくりを推進します。また、地域で活躍している人や団体と協働で事業や講座を展開することで、活動の場や機会を提供します。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 地域のイベントや交流会に参加し、多文化共生への理解を深めましょう。
- ② 福祉や防災に関する講座や体験会に参加し、知識を身につけましょう。
- ③ 市や社協の広報紙・SNS などから福祉情報を収集し、自分や家族の生活に役立てましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 専門機関と連携し、誰もが相談しやすい支援体制を整えましょう。
- ② 多様な情報発信手段を活用し、福祉サービスの周知を進めましょう。
- ③ 募金やイベントなどを通じて、地域福祉活動への参加と協力を呼びかけましょう。

基本目標3 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実

方向性(1) 相談支援体制の充実

高齢者、障害者、生活困窮者など、対象者や世帯が抱える複雑・複合化した相談を包括的に受け、多機関協働支援をコーディネートし、対象者の自立した生活を支援します。

また、対応する側の専門性・知識の向上を図るとともに、対面だけでなく電話相談や匿名での相談も受け付けることで相談できる機会を確保するなど、相談しやすい体制の整備を進めます。

市の主な取組

属性に捉われない相談体制の充実

相談者の属性や相談内容に捉われない、包括的な相談を受ける体制を充実させ、連携した支援・対応ができる体制を構築します。また、各種相談支援機関のそれぞれが、相談者やその世帯の抱える複雑・複合化した課題を把握し、関係機関等と連携しながら、予防・早期発見・早期対応に努めます。

人権相談

人権擁護委員と連携しながら人権相談を実施し、市民の基本的人権の擁護に努めるとともに、市民の人権尊重意識の向上を図ります。

多様化・複雑化する人権問題・困難を抱える女性への支援

DV や家庭内の問題、女性の生きづらさ、人権侵害など、多様な課題に対して、さらなる専門性の強化と関係機関などとの連携強化を図ります。

広報の充実

各施策や行事等の行政情報を、より分かりやすく編集した広報あさかを毎月1回発行し、市内各世帯や公共施設等に配布する。また、市ホームページやメール配信サービス、SNS(X、フェイスブック、Instagram、LINE)などを活用し、随時、最新の情報を発信する。

認知症への理解の促進（再掲）

認知症サポーター養成講座や、認知症の家族介護教室などのほか、認知症月間（毎年9月）に合わせた周知イベントを実施するなど、認知症への理解促進を図ります。

社協の主な取組

包括的な相談支援体制の充実

地域住民が抱える不安や困りごとに対し、総合相談窓口で包括的に相談を受け、各関係機関と協働して課題解決を図ります。また、社協が様々な施設・事業所を運営している強みを活かし、身近に相談できる場があることを周知し、各施設・事業所に寄せられた相談に対しても、分野を横断して支援する体制の整備を進めます。

福祉に関する相談会の開催

専門職による相談会を実施し、地域住民が気軽に相談できる機会を設け、個人が抱えている悩みの解消を図ります。

分かりやすい福祉情報の発信

誰もが必要なときに必要な情報を得られるよう、広報紙「社協あさか」やチラシの配布などに加え、ホームページや SNS 等のデジタル媒体を活用し、分かりやすい地域の福祉情報を提供します。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 認知症や介護制度の正しい理解に努めましょう。
- ② 暴力や差別など人権侵害を見かけたら、迷わず相談窓口につなぎましょう。
- ③ 広報紙や SNS などでも日頃から福祉情報を確認しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 相談者の属性を問わず対応できる相談体制を整えましょう。
- ② 困難を抱える人に寄り添い、関係機関と連携して支援しましょう。
- ③ 制度や支援内容をわかりやすく伝える広報に努めましょう。

方向性(2) 生活困窮者等への支援充実

生活困窮者自立支援法及び生活保護法に基づき、生活困窮者等の相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、必要な制度の活用につなげ、自立生活に向けた支援に努めます。

市の主な取組

生活困窮者等への支援

生活困窮者や社会的孤立に直面する人などが自立した生活を取り戻せるよう、支援の質と体制のさらなる充実を図ります。また、必要に応じて専門職との連携を図りながら、住居、就労、学習支援、社会参加の支援など多面的な課題に寄り添い、包括的かつ継続的な支援を行います。

社協の主な取組

生活再建のための相談支援

臨時的な出費や応急的な資金を必要とする低所得者世帯に対し相談援助を行い、必要に応じて資金の貸付を行います。

また、支援を必要とする低所得者世帯及び高齢者等に対し、世帯の経済的自立や生活意欲の助長を図り、安定した生活が営めるよう、埼玉県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付など関係機関につなげる支援を行います。

生活困窮者等への支援

関係機関等との連携や社会資源の情報提供による支援を行います。また、生活に困窮している子育て世帯の一助となるよう支援事業を実施する他、子ども食堂や学習支援団体等の活動を周知し、地域住民への意識の醸成を図ります。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 生活に困っている人に相談窓口の情報を伝えましょう。
- ② 周囲の人の変化に気づき、孤立を防ぐ声かけをしましょう。
- ③ 支援制度や福祉資金などの情報を日頃から知っておきましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 普段の活動を通じて、孤立している人や家庭の把握に努めましょう。
- ② 相談窓口や福祉サービスなど必要な情報の周知に努めましょう。
- ③ 社会参加や自立に向けて、地域ぐるみで継続的に支援する意識を育みましょう。

方向性(3) 自立に向けた就労の支援

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。

市の主な取組

内職相談

家庭外で働くことが困難で内職を希望する人に対し、内職の相談・紹介を行うとともに、内職提供事業所の調査、開拓及び仕事提供の依頼を行います。

様々な働き方への支援

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供及び助言を行うとともに、ハローワークなど関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。

社協の主な取組

包括的な相談支援体制の充実(再掲)

地域住民が抱える不安や困りごとに対し、総合相談窓口で包括的に相談を受け、各関係機関と協働して課題解決を図ります。また、社協が様々な施設・事業所を運営している強みを活かし、身近に相談できる場があることを周知し、各施設・事業所に寄せられた相談に対しても、分野を横断して支援する体制の整備を進めます。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 地域の仕事情報を周囲の人に伝えましょう。
- ② 職場体験やボランティアを受け入れましょう。
- ③ 働くことに悩んでいる人の話を聞きましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 就労体験の機会を企画・実施しましょう。
- ② 地域の企業と連携してマッチングの場をつくりましょう。
- ③ 関係機関と協力し、継続的な情報発信を行いましょう。

基本目標4 誰もが安心して生活できる支援の充実

方向性(1) 地域での見守り体制の充実

住民同士が声を掛け合う、つながりづくりを進めるとともに、災害時の支援体制の連携を視野に、地域の関係団体や事業所等と連携した見守り体制の確保に取り組みます。

また、ターゲットも含め多様化する犯罪やトラブルに対して、地域でつながり、お互いを気にかける関係が構築できる、安心して生活環境づくりを推進します。

市の主な取組

避難行動要支援者支援制度の推進

災害時における避難行動要支援者の安全確保を図るため、名簿の定期的な更新を行うほか、自治会・町内会、民生委員児童委員、地域包括支援センター、消防団などの関係団体と協力しながら、平常時からの支援体制づくりを充実させてきます。

市民の防災意識の向上

一人ひとりが日常的な備えと防災への意識を高められるよう、自主防災組織をはじめ、多様な主体と連携しながら、防災訓練や防災フェア、各小学校での防災教育などを通じた学びと実践の機会を広げていきます。

防犯活動の推進と情報発信

災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、防災行政無線や広報、SNS など多様な手段を活用し、わかりやすい防災情報を伝える体制を進めていきます。また、青色パトロールの運行や地域の防犯活動を支援するなど、子どもや高齢者を守る取組を推進します。

妊娠・出産包括支援

妊娠期から出産・子育て期にかけて、切れ目のない支援を行うため、妊娠届出時での保健師等による全妊婦への面接や妊婦検診補助を行います。また、専門職による相談支援、必要なプラン作成など、妊婦やご家族の不安に寄り添いながら、関係機関とも連携しながら、心身のケアや育児支援などに努めます。

社協の主な取組

小地域福祉活動における見守り体制の推進

町内会・自治会、ボランティア団体など、地域住民が主体的に行う小地域福祉活動を支援し、平時から顔の見える関係性を築くことが、高齢者や児童の虐待防止などの見守り活動、災害時における支援体制の構築につながることを周知していきます。

地域の支え合い活動の推進（再掲）

日常生活で「ちょっと人の手を借りたい」、「空いているときに人のお手伝いをしたい」という思いをつなげ、地域住民が主体的に地域福祉に参画できるよう、「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」行う“住民参加型”在宅福祉サービスの拡充を図り、地域の支え合い活動を推進します。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 防災訓練や講座へ積極的に参加しましょう。
- ② 子どもや高齢者を見守る地域活動に参加しましょう。
- ③ 非常時に備え、自分や家族の避難行動を確認しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 防災・防犯に関する情報発信や啓発活動を強化しましょう。
- ② 連絡会議や研修会を通じて、機関連携の質を高めましょう。
- ③ 災害時の支援体制づくりに向けた訓練や協働を推進しましょう。

方向性(2) 暮らしやすい住まいへの支援

地域の関係団体や事業所等と連携し、住宅確保要配慮者への情報提供や住宅改善の助成など、安定した住まい確保と公共交通の充実に向けた取組を推進するとともに、地域の支え合いの意識醸成など、支え合い活動によって暮らしやすさへの支援を図ります。

市の主な取組

住宅確保要配慮者等への支援

高齢者、障害者、生活困窮者など住宅の確保に配慮が必要な方々に対し、社会福祉士会などによる居住支援相談のほか、住居確保給付金の支給などを通じて安定した住環境の確保を支援します。

市内循環バス等の利便性向上

持続可能な地域公共交通の実現を目指し、市内循環バスの運行計画等の見直しに向け、検討を行います。

社協の主な取組

地域の支え合い活動の推進(再掲)

日常生活で「ちょっと人の手を借りたい」、「空いているときに人のお手伝いをしたい」という思いをつなげ、地域住民が主体的に地域福祉に参画できるよう、「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」行う“住民参加型”在宅福祉サービスの拡充を図り、地域の支え合い活動を推進します。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 公共交通を積極的に活用しましょう。
- ② 住まいのことで困っている人がいたら、相談機関を紹介しましょう。
- ③ 公共交通や公共施設を大切に使い、快適なまちづくりに協力しましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 住まいに関する相談窓口の周知を図りましょう。
- ② 住まいと公共交通に関する情報や課題を地域で共有しましょう。
- ③ 入居の受け入れに協力してもらえよう、働きかけましょう。

方向性(3)再犯防止の推進(再犯防止推進計画)

地域住民をはじめ、地域の理解と協力を得ながら、地域社会で孤立させないようにすることで、再犯の防止につながります。

しかし、再犯の防止には、行政や関係機関による取組だけでなく、地域の一員として、孤立させない支援等を継続的に実施することが重要です。

そこで、この「方向性(3)再犯防止の推進」を、本市の「再犯防止推進計画」と位置づけ、取組を推進します。

1 計画期間

計画期間は、「第5期朝霞市地域福祉計画及び第5期朝霞市地域福祉活動計画」と同じ令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

2 具体的な取組

市の主な取組

更生保護支援

犯罪や非行からの立ち直りを支える地域の更生保護活動を推進するため、保護司や更生保護女性会などの関係団体への支援活動を行います。また、保護司の地域拠点となる更生保護サポートセンターの機能強化に向けて、朝霞地区保護司会とも連携しながら、活動環境の整備や情報提供などの充実に努めます。

各啓発運動への支援

保護司や更生保護女性会などの関係団体が実施する犯罪・非行の防止、再犯防止に向けた啓発活動を支援します。また、学校との連携による非行防止教室などの開催を通じて、青少年の健全育成や立ち直り支援の重要性について、地域の理解と関心を高めます。

3 推進に向けて

本計画の推進にあたっては、国や県、関係機関・団体等と連携するとともに、庁内関係部局等と緊密に連携しながら、切れ目ない支援の実施を図ります。

地域でできること

【市民ができること】

- ① 更生保護の意義を理解し、立ち直りを見守りましょう。
- ② 保護司の活動など、再犯防止の啓発活動に関心を持ち、協力しましょう。
- ③ 非行防止教室などの取組に理解を深めましょう。

【関係団体等ができること】

- ① 更生保護活動の周知と理解促進に取り組みましょう。
- ② 学校や地域と連携し、非行防止に努めましょう。
- ③ 社会復帰に向けて、住まいや就労の確保への支援に努めましょう。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画では、市における今後5年間の地域福祉に関わる活動や取組を地域住民、関係団体、市及び社協が相互に連携して効果的に行うことにより、計画の基本理念である「支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち」を目指します。

また、地域福祉を推進するうえで、地域住民一人ひとりが、地域福祉の考え方や計画の基本目標、施策の方向性、活動内容を理解し、「地域共生社会の実現」に向けて取り組めるよう、市及び社協の広報紙・ホームページ・SNS 等の活用や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、広く周知します。

2 計画の進行管理

本計画の進捗管理と評価については、計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その進捗状況を定期的に評価（Check）し、改善する（Action）、一連の PDCA サイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき推進します。

なお、計画の進行管理や評価を行うため、学識経験者や関係機関・市民活動団体の関係者、公募市民等で構成する「朝霞市地域福祉計画推進委員会」及び「朝霞市地域福祉活動計画推進委員会」において、計画の進捗状況の把握及び評価を行います。

また、社会環境の大きな変化や制度の変更などがあった場合には、必要に応じて、本計画に記載した内容を修正し、必要な施策や事業の実施等に努めます。

資料編

- 1 朝霞市地域福祉計画推進委員会条例
- 2 朝霞市地域福祉活動計画推進委員会要綱
- 3 朝霞市地域福祉計画及び地域福祉活動計画推進委員会名簿
- 4 計画の策定経過
- 5 計画の策定体制
- 6 パブリックコメントの結果と対応
- 7 用語説明

基本理念	基本目標	施策の方向性		指標・数値目標								施策の方向性ごとの評価
							現状値a	目標値b	実績値c	進捗状況c/b	評価	
				指標	担当課	単位	令和元年度	令和7年度	令和6年度末	%	A80%以上 B70%以上 C60%以上 D60%未満	
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	【1】市民の暮らしを支える仕組みづくり	(1) 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり	市	生活困窮に関する相談件数	福祉相談課	件	563	600	764	127.3	A	相談件数が増加傾向の中、相談者に寄り添った対応に努め、不安や悩みに真摯に向き合う支援を継続してきたことは、信頼関係の構築や早期支援につながっていると考えている。今後も、対応の質をさらに高めるため、職員の資質向上を図っていく。
			市	地域包括支援センターの数	長寿はつらつ課	か所	5	6	6	100.0	A	地域包括支援センターの6圏域への再編により、当初は担当者の変更などによる戸惑いもあったが、現在は信頼関係も構築され、よりよい対応ができています。
		(2) 相談支援体制の充実	市	福祉の総合相談件数	福祉相談課	件	1,211	1,400	1006	71.9	B	R6年度よりひきこもり相談の主管課として対応し始めたことや、8050問題の50代の方への対応などが増えている。ひきこもりに関する相談件数も増えており、生活困窮に関する相談と同じように、複雑かつ多機関にまたがる問題への対応力が求められている。
		(3) 保健医療・社会福祉サービスの充実	市	地域密着型サービス事業所数	長寿はつらつ課	か所	22	25	24	96.0	A	各種検診は、市で実施する者だけでなく、稼働年齢世代は企業等での検診機会が得られるため、市の指標だけでは評価しきれないが、受動奨等に努めている。 自殺対策については、本市の傾向を把握しながら、関係機関と連携した多対応や予防の普及啓発を進めていく。
			市	がん検診受診率 (女性特有:子宮頸がん受診率)	健康づくり課	子宮頸がん(%)	15.2	50	13.9	27.8	D	
			市	がん検診受診率 (女性特有:乳がん受診率)	健康づくり課	乳がん(%)	17.9	50	18	36.0	D	
			市	人口10万人当たりの自殺死亡率	健康づくり課	—	14.9	11.3	15.27	135.1	A	
		(4) 権利擁護の推進	市	成年後見市長申立て件数	障害福祉課	障害のある人(件)	3	4	5	125.0	A	成年後見市長申し立て件数は年々増加しており、担当課の対応力・対応スピードが求められている。
			市	成年後見市長申し立て件数	長寿はつらつ課	高齢者(件)	6	10	9	90.0	A	
		(5) 生活困窮者等への支援の充実	市	生活困窮に関する相談件数(再掲)	福祉相談課	件	563	600	764	127.3	A	生活困窮に関する相談件数はコロナ禍以降落ち着いているが、複雑多様化した相談が増え、困難ケース等への対応力が求められている。また、生活困窮者学習支援事業については、大学進学を希望しても、手続きなどを行うことが難しい家庭への支援が増えており、1家庭への対応数が激増している。
			市	生活保護受給世帯の高校等進学率	生活援護課	%	90.9	100	91.7	91.7	A	
			市	生活困窮等世帯の学習支援事業の利用者数	福祉相談課	人	26	36	27	75.0	B	
		(6) 地域住民の交流の促進	市	第2層協議体の会議開催回数	長寿はつらつ課	回	60	72	59	81.9	A	開催回数・開催内容共に充実した開催ができています。

基本理念	基本目標	施策の方向性		指標・数値目標								施策の方向性ごとの 評価
							現状値a	目標値b	実績値c	進捗状況c/b	評価	
				指標	担当課	単位	令和元年度	令和7年度	令和6年度末	%	A80%以上 B70%以上 C60%以上 D60%未満	
支え合いの 心を育み、誰 もが地域で つながるまち	【2】思いやり と支え合いの 心づくり	(7) 地域福祉に関する 理解と参加の促進	市	ふれあいスポーツ大会の参加者数	障害福祉課	人	287	280	131	46.8	D	市民活動や課外活動の機会が増え、市民が活動する機会の提供を行 えている。
			市	市民活動支援ステーションの延べ利用団体数	地域づくり支援課	団体	505	550	510	92.7	A	
		(8) 支え合い・助け合い の気持ちの醸成	市	認知症サポーター養成講座参加者数	長寿はつらつ課	人	1,100	1,200	777	64.8	C	認知症サポーター養成講座については、今後も参加者の増加を目指し て活動していく。また福祉教育の実施については、内容の精査をつど行 い、よりより教育となるよう実施していく。
			市	福祉教育の実施学校数	教育指導課	校	15	15	15	100.0	A	
		(9) 地域での見守りの 充実	市	民生委員児童委員延べ活動日数	福祉相談課	日	12,856	14,400	11755	81.6	A	民生委員の活動も制限がなくなり、訪問による相談も行えている。また、 民生委員が相談を受けた内容を関係各課と連携し、対応する体制もよ り一層整えられ、ワンストップでの相談体制を実施している。
			市	高齢者配食サービスの延べ利用者数	長寿はつらつ課	人	3,044	3,350	2615	78.1	B	
		(10) 情報共有・発信の 充実	市	広報あさか配布部数	シティプロモーション課	部	66,303	69,800	70100	100.4	A	広報は行政情報の発信ツールとして大きな役割を担っており、分かりや すい広報の作成に留意し、より多くの市民に伝わるよう努めた。一方、 SNSやデジタル版等の活用についても今後はより検討していく必要が ある。
			市	地域ケア会議（全体・圏域）の実施回数	長寿はつらつ課	回	31	44	36	81.8	A	
		(11) 地域福祉を支える 団体の活性化・人材の 育成	市	老人クラブ団体数	長寿はつらつ課	団体	24	25	20	80.0	A	市民活動が再開され、また活発になり市民交流の機会が損なわれるこ とがないように支援を行えている。
			市	NPO法人数	地域づくり支援課	法人	47	60	48	80.0	A	

基本理念	基本目標	施策の方向性		指標・数値目標							施策の方向性ごとの評価	
							現状値a	目標値b	実績値c	進捗状況c/b		評価
				指標	担当課	単位	令和元年度	令和7年度	令和6年度末	%		A80%以上 B70%以上 C60%以上 D60%未満
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	【3】安心して暮らすやすい地域づくり	(12) 施設等の整備・充実	市	公共施設におけるバリアフリー化項目の延べ整備数(項目:点字ブロック、スロープ、エレベーター、多目的トイレ、音声ガイド用スピーカー、車いす用駐車場、ローカウンター)	財産管理課	項目	192	197	211	107.1	A	公共施設におけるバリアフリー化はおおよそ達成されている。
		(13) 防災対策の充実	市	メール配信サービスへの登録者数	危機管理室	人	5,134	10,000	6587	65.9	C	メールサービスの登録者数としては達成できていないが、年2回の防災フェア・防災展示などで地域住民の防災意識の向上に努めている。また、防災アドバイザーの登録や活動支援を行うなど減災に努めている。
		(14) 防犯対策の充実	市	警備員による青色防犯パトロールカーの運行	危機管理室	週／回	5	5	5	100.0	A	地域の防犯パトロールを行えている。
		(15) 外出・移動の支援	市	福祉タクシー利用券、バス・鉄道共通ICカード及び自動車燃料費(いずれか1つを選択)の重度心身障害者利用者数	障害福祉課	人	2,392	2,500	3026	121.0	A	障害や高齢が理由により外出の機会が減少されないように、公共交通等の助成を行えている。
			市	高齢者バス・鉄道共通カード申請者数	長寿はつらつ課	人	14,664	17,000	15988	94.0	A	
		(16) 住まいの確保等への支援	市	住居確保給付金の支給件数	福祉相談課	件	3	10	6	60.0	C	住居確保給付金の相談件数自体が減っている状況ではあるが、住居を喪失するおそれのある者等に対しては、住まいに関する相談を関係各課にて対応し、必要に応じて居住支援法人や関係各課と連携を行っている。
			市	住宅に関する相談件数	開発建築課	件	—	30	28	93.3	A	
		(17) 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)	市	市内における刑法犯認知件数	福祉相談課	件	924	831	1012	121.8	A	R6年度では6年ぶりとなる「社会を明るくする運動」の駅前啓発活動を行い、朝霞駅、北朝霞駅で更生活動に関する啓発品の配付をすることができた。

基本理念	基本目標	施策の方向性		指標・数値目標							施策の方向性ごとの評価
						現状値a	目標値b	実績値c	進捗状況c/b	評価	
				指標	単位	令和元年度	令和7年度	令和6年度末	%	A80%以上 B70%以上 C60%以上 D60%未満	
支え合いの心を育み、誰もが地域でつながるまち	【1】市民の暮らしを支える仕組みづくり	(1) 地域共生社会の実現に向けた仕組みづくり	社協	各関係機関や各事業に関わる情報交換	件	69	100	104	104.0	A	高齢者・障害者・子育て支援等、様々な関係機関と課題や現状について情報交換、意見交換を行い、連携を図りました。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）に関する他市の実状や課題を調査し、CSW配置に向けての準備を進めることができました。
			社協	身近な福祉圏域の検討	回	—	2	1	50.0	D	
		(2) 相談支援体制の充実	社協	総合相談件数	件	23	30	39	130.0	A	福祉に関する様々な相談（児童、高齢者、障害者、就労、生活困窮、権利擁護等）に対応するとともに、各専門機関と連携し支援を行いました。また、ボランティア保険の出張受付を実施した他、イベント等で相談窓口を開設することで、ボランティアに関する相談支援、情報周知を行いました。
			社協	ボランティア相談件数	件	78	100	175	175.0	A	
		(3) 保健医療・社会福祉サービスの充実	社協	機関連携研修会の実施	回	—	1	1	100.0	A	介護、障害者支援等の専門機関同士がそれぞれの活動や機能を十分に理解し、支援体制を構築していけるよう研修会を開催しました。昨年度のアンケート結果を踏まえ、より関心の高い内容を盛り込むことで様々な関係機関が参加し、連携及び資質向上を図りました。
			社協	社会福祉法人の連絡会議	回	—	1	0	0.0	D	
		(4) 権利擁護の推進	社協	成年後見制度の講座開催	回	—	1	2	200.0	A	高齢者や障害のある方で、金銭管理等に不安のある方が安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の新規契約に向けた支援や、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスの援助を行いました。また、成年後見制度について周知・啓発を図るため、行政書士による無料相談会等を開催しました。さらに、本会が成年後見人となる法人後見事業を開始しました。
			社協	福祉サービス利用援助事業利用人数	人	11	15	10	66.7	C	
		(5) 生活困窮者等への支援の充実	社協	生活困窮に関する相談件数	件	92	100	279	279.0	A	相談者の生活状況を把握し、生活福祉資金貸付だけではなく、他機関による資源（生活保護、住居確保給付金、ハローワーク等）の情報提供を通して生活再建できるよう支援しました。また、食材の確保が困難な相談者に対し食料支援を行ったほか、市民や企業から食料品等の寄付、寄贈を受け付け、生活困窮者への支援を行いました。
			社協	子ども対象団体への支援	回	5	10	10	100.0	A	
		(6) 地域住民の交流の促進	社協	地域住民の交流事業	回	72	100	87	87.0	A	各施設で事業を実施し、参加者が交流を深められる機会の提供に努めました。また、ふれあい・いきいきサロン、高齢者会食会などの活動団体の運営を支援するため、助成金の交付やサロン交流会を行いました。

基本理念	基本目標	施策の方向性		指標・数値目標							施策の方向性ごとの 評価
						現状値a	目標値b	実績値c	進捗状況c/b	評価	
				指標	単位	令和元年度	令和7年度	令和6年度末	%	A80%以上 B70%以上 C60%以上 D60%未満	
支え合いの 心を育み、誰 もが地域で つながるまち	【2】思いやり と支え合いの 心づくり	(7) 地域福祉に関する 理解と参加の促進	社協	ボランティア講座の開催回数	回	7	10	8	80.0	A	地域福祉の担い手の育成、福祉活動への参加支援として各施設で実習生やボランティアの受け入れを行いました。また、ボランティア講座の開催やボランティア体験プログラムを実施し、ボランティア活動のきっかけづくりを行いました。その他、出前講座を実施し地域で活躍している団体の活動支援を行いました。 住民参加型在宅福祉サービス「あいはぁと事業」では、新規協会員向け講座を開催し、地域の支え合い活動の促進を図りました。
			社協	手話体験・要約筆記体験会開催回数	回	2	3	2	66.7	C	
		(8) 支え合い・助け合い の気持ちの醸成	社協	教職員向け研修会の開催	回	1	1	1	100.0	A	近隣4市（朝霞市、和光市、志木市、新座市）のボランティアセンターが共催で「朝霞地区四市福祉教育研修会」を開催しました。その他、小・中学校などで行う福祉教育では福祉教育サポーター（ボランティア）の協力を得て実施し、支え合い・助け合いの気持ちの醸成を図りました。
			社協	福祉教育の実施	回	50	60	145	241.7	A	
		(9) 地域での見守りの 充実	社協	見守り活動の啓発	回	—	20	11	55.0	D	あいはぁと事業新規協会員向け講習会、協会員フォローアップ研修会、民生委員児童委員協議会での生活福祉資金貸付制度説明会において、互助の助け合いの重要性について説明し、地域住民が主体となって見守り活動を行うことの必要性について理解を深めました。
		(10) 情報共有・発信の 充実	社協	福祉の情報提供	SNS（回）	194	250	278	111.2	A	広報紙「社協あさか」、ホームページ、X、Facebook、YouTubeなどの情報媒体を活用し、情報発信を行いました。また、地域活動団体を訪問する際に広報紙やチラシを持参し配布するなどの情報提供を行いました。
			社協	福祉の情報提供	紙媒体（回）	20	25	20	80.0	A	
		(11) 地域福祉を支える 団体の活性化・人材の 育成	社協	登録手話通訳者数	人	10	13	10	76.9	B	地域の福祉活動団体に対し相談支援や助成金の交付を行い、活動をサポートしました。また、手話講習会やボランティア講座などを実施し、地域福祉を支える人材の育成に取り組みました。その他、市民活動支援ステーションと連携し、地域デビュー支援セミナーでボランティアセンターのブースを設けるなど、相談支援に努めました。
			社協	ボランティア講座の開催回数（再掲）	回	7	10	8	80.0	A	

基本理念	基本目標	施策の方向性		指標・数値目標							施策の方向性ごとの 評価
						現状値a	目標値b	実績値c	進捗状況c/b	評価	
				指標	単位	令和元年度	令和7年度	令和6年度末	%	A80%以上 B70%以上 C60%以上 D60%未満	
支え合いの 心を育み、誰 もが地域で つながるまち	【3】安心して暮 らしやすい地 域づくり	(12) 施設等の整備・充 実	社協	点検施設数	か所	21	21	21	100.0	A	地域の住民が気軽に集うことができる場について関係機関との情報交換、地域活動団体の活動場所についての情報提供等を行いました。また、本会が管理運営する全ての施設において、利用者が安心・安全に利用できるように日頃から点検や修繕を行いました。
		(13) 防災対策の充実	社協	災害ボランティア講座	回	1	1	1	100.0	A	朝霞市主催の防災フェアでのブース出展や出前講座を実施し、防災に関する周知・啓発を行いました。また、本会が管理運営する全ての施設において、様々な災害を想定した防災訓練を行い、防災意識の啓発に努めました。
			社協	災害ボランティアセンター設置訓練	回	1	1	2	200.0	A	
			社協	防災訓練の実施施設数	か所	21	21	21	100.0	A	
		(14) 防犯対策の充実	社協	子どもへの防犯教室	回	6	10	6	60.0	C	本会が管理運営する施設において、防犯に関するポスター掲示やチラシの配布、不審者情報などを周知し、利用者に対し注意喚起を行いました。また、放課後児童クラブでは防犯教室を実施し、防犯に対する意識の啓発を図りました。
		(15) 外出・移動の支援	社協	車いすの貸出し	件	56	60	69	115.0	A	外出や移動に困難を抱えている人に対し車いすの貸出しを行いました。また、広報紙やSNSで周知し、利用促進を図りました。
		(16) 住まいの確保等 への支援	社協	住居に関する相談件数	件	13	20	10	50.0	D	住まいの確保に困難を抱えている人の相談に応じ、各種制度に関する情報を提供した他、生活面で困窮している相談者には生活福祉資金貸付の案内を行いました。

素案へのご意見・ご質問等

[illegible]